

第七十九回
貴族院

民體力法中改正法律案特別委員會第三回記録第一號

昭和十七年二月六日(金曜日)午前十時十分開會

○委員長(公爵島津忠承君) 是ヨリ開會致シマス、最初ニ法案審査ノ順序ニ付キマシテ御諸リ致シマス、審議ノ順序ハ國民體力法中改正法律案、國民醫療法案、健康保險法中改正法律案、戰時災害保護法案ノ順序ニ御質問ヲ願ヒマシテ、全部ノ質疑應答ヲ終リマシタ所デ元ニ戻リマシテ、國民體力法中改正法律案ヨリ漸次各案ニ付キマシテ討論及び採決ヲ致スコトニ致シタイト思ヒマスガ、如何デゴザイマスカ、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○委員長(公爵島津忠承君) 御異議ナイモノト認メマス、ソレデハ國民體力法中改正法律案ノ御質問ヲ御願ヒ致シマス、ソレマシテカラ、今迄ノ施行サレタ成績ガ参考ニ出テ居リマス、ソレニ依リマスト可ナリ精密ニ御調ニナツテ居リマスケレドモ、結核ノ患者ヲ御發見ニナリ、ソレヲ色々治療ノ指導ナドヲナサッタコトト思ヒマスガ、マシテ更ニ非常ニ多イノデアリマス、大體状況ニ付キマシテハ御手許ニ其ノ概要ヲ配付致シマシタガ、御承知ノ通リ十五年度、十六年度兩回施行シタノデアリマスガ、其ノ集計ガ遅レマシタ結果漸ク此ノ程大體

出来タヤウナ狀態デアリマスノデ、尙是等資料ニ依リマシテ専門的ニ詳シク調査シナケレバ正確な結果ヲ得ルコトハ出來ナイノ御諸リ致シマス、從ヒマシテ目下ソレト「專門家ノ手ニ依リマシテ詳細ナル調査ヲシテ居リマスノデ、何レ經リマシタ御報告スルコトト存ジテ居リマス、只今御尋ノ點ニ付キマシテモ大體ノ所ハ印刷物ニ記載シテアリマスルガ、其ノ中デ結核ニ關シテ特ニ考ヘマスルコトハ此ノ陽性率ノ發見デアリマスルガ、陽性率ノ發見ニ付キマシテハ大體當初豫想シテ居ツタ程度ノモノガ發見サレテ居リマス、然ルニ患者ノ數ハソコニモアリマスル通りニ「一・二二・八セント」ト云フヤウニ比較的率ガ少イノデアリマス、此ノ點ニ付キマシテハドウモ検査ノ方法ニ付テ更ニ再検討スル必要ガアル、即チ今後「エッキス」線ノ間接撮影ヲ徹底的ニ採用スルコトニ依ツテ精密検査ヲ徹底サセル、精密ニナレトガ近頃盛ニ用ヒラレルヤウニナリマシテ、段々陽性ノ發見率ガ高クナツテ居ルト云フコトヲ承知シテ居リマスガ、是ハ矢張リ専門ノ技術ヲ習得シタ人ガ澤山居ナイト、是ガウマク行カナイダラウト思ヒマス、此ノ點ヲ能ク御留意ニナツテ、十分之ラーツ徹底

ノ経費ヲ増スコトニ致シテ居リマス、其ノ他ノ點ニ付キマシテハ大體書類ニシテ差上他ノ點ニ付キマシテハ大體書類ニシテ差上ゲテアリマスルガ、尙モウ一點陽性率ノ發見デアリマスルガ、其ノ點ニ付キマシテハ結核ノ死亡率ノ高イ所ガ自然陽性率モ高イト云フヤウニ一應考ヘラレル、例ヘバ福井縣ノ如キ死亡率ノ高イ所ハ陽性率モ高イ筈デアリマスルガ、此ノ表ニ依リマスルト云フト、福井縣ガ最高デハアリマセヌノデ、京都、東京、神奈川、愛知、福井ガ第六位ト云フヤウナ結果ニ相成ツテ居リマス、其ノ最高ノ方ハ寧ロ大阪デアリマス、其ノ次ハ

○政府委員(高野六郎君) 結核蔓延ノ理由トシマシテ、開放性ノ患者ガ世ノ中ニ散在シテ居リマスルコトガ、極メテ重大ナ意義ヲ有スルコトハ御言葉ノ通りデアリマシテ、其ノ危險ナル患者ヲ成ルベク隔離收容セムガ爲ニ、療養所ノ增設ヲ企畫シテ居ルノデゴザイマスガ、是ハ此ノ度ノ政府ノ計畫ニ依リマシテモ、段々ト増設スルコトが出来ルデアラウト思ツテ居リマス、尙國民體力法ノ検査ニ際シマシテモ、開放性結核患者ヲ發見致シマスレバ、成ルベク其ノ患者ノ危険ヲ減少致シマスルヤウナ措置ヲ執リ、出来マスル限りハ結核療養所ニ入所セシムルコトモ考ヘマスルシ、又家庭ニ於テ療養セ

○子爵實吉純郎君 マダ街路ニ喀啖ヲ吐キ

テノ取締ト云フコトガ徹底サレテ居ナイノ

デ、其ノ所フ十分ニ指導サレルナリ、其ノ喀啖ノ始末ヲ徹底的ニサセルト云フ方法ニ付テ十分御考ヲ願ヒタイト思ヒマスガ、其ノ方法ヲドウ云フ風ニ御考ニナツテ居リマスルカ、伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(高野六郎君) 結核蔓延ノ理由

トシマシテ、開放性ノ患者ガ世ノ中ニ散在

シテ居リマスルコトガ、極メテ重大ナ意義

ヲ有スルコトハ御言葉ノ通りデアリマシテ、

其ノ危險ナル患者ヲ成ルベク隔離收容セム

ガ爲ニ、療養所ノ增設ヲ企畫シテ居ルノデ

ゴザイマスガ、是ハ此ノ度ノ政府ノ計畫ニ

依リマシテモ、段々ト増設スルコトが出来

ルデアラウト思ツテ居リマス、尙國民體力法

ノ検査ニ際シマシテモ、開放性結核患者ヲ

發見致シマスレバ、成ルベク其ノ患者ノ危

険ヲ減少致シマスルヤウナ措置ヲ執リ、出

來マスル限りハ結核療養所ニ入所セシムル

コトモ考ヘマスルシ、又家庭ニ於テ療養セ

ネバナラヌ場合モ、是モ適當ニ指導致シマ

ス、是ハ保健所等ノ活動ニ依リマシテ、尙

其他病毒ニ汚染サレテ居リマスルモノノ取締

ニ付キマシテモ、從來モ多少考慮シテ居ル

ノデゴザイマスガ、マダ十分デナイト存ジ

マスカラ、追々結核豫防法ノ改正等ニ際シ

マシテ十分考慮シタイト考ヘテ居リマス

ノ點モ注意致シタイト存ジマス、喀啖其ノ

レカラ此ノ結核ガ感染スルノハ、結核菌ヲ

外へ出ス患者、之ノ取締ガ一番必要ナコト

デアラウト思ヒマス、若シサウ云フ者ガ發

見サレタ場合ニ十分隔離スルトカ、サウ云フ

コトガ出來マスレバ宜イノデアリマスガ、

ギルデハナイカ、斯様ニ考ヘマシテ早速シ

ノ點ハ改善シナケレバイカスト云フコト

デ、十七年度ノ豫算ニ於キマシテモ検査ノ

コト矢張リ外デ治療サセテ居ル、ソレニ對シ

散ラス習慣ガドウシテモ止ラナイヤウデア

ラス

散ラス習慣ガドウシテモ止ラナイヤウデア

リマスガ甚ダシイ時ハ「プラット・ホーム」デアレ、電車ノ中デアレ、喀啖ヲ吐イテ、ソレヲ其ノ儘ニシテ置クコトヲ能ク見マスガ、ソチノ方ノ取締ハモウ既ニ出テ居ル筈デアリマスガ、警察ノ方デ何故アレヲモット十分ニ取締ラレナイノデセウカ、厚生省ノ方カラデモソレヲ十分御傳達ニナッタラ如何デアリマセウカ

○政府委員(高野六郎君) 喀啖ノ取締ハ、多數、多衆ノ集合致シマスルヤウナ所デハ左様ナコトガナイヤウニ取締規定ガゴザイマスルシ、又六大城市ノ如キ地方ニ於キマシテハ、警察命令ニ依リマシテ、往來ノ放啖ヲ禁止スル規則ニナツテ居ル所モゴザイマス、尙不備ノ點モゴザイマセウガ、段々左様ナ取締規則モ整備スルコトニ努メタイト思ヒマスノデ、十分氣ヲ附ケルコトニ致シタイト思ヒマス

○男爵山根健男君 只今ノ御質問ニ關聯シテヨット伺ヒタイト思ヒマス、只今指導其ノ他必要ナル措置ヲ爲シタ云フ點ニ付テ概略御説明ガアツタノデアリマスガ、大體指導其ノ他必要ナル措置ヲ必要トスル對象ハ、主ニ貧困者ガ多イノデハナイカト考ヘルノデアリマス、其ノ貧困者ノ爲ニ執ラレマシタル處置ニ付テ使ハレタル費用トカ、其ノ他件數ニ付テノ御統計ガアリマスレバ御示シヲ願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(中村敬之進君) 只今指導其ノ必要ナル措置ニ關聯シマシテ、體力法ノ關係ニ於キマシテハ、第十二條ニ依リマシテ治療養ノ處置命令ヲ發シマス、サウシテ若シ當事者ガ貧困ナ場合ニハ、體力管理醫ニ就

キマシテ療養ノ指導ヲ受ケサセルト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、限定期ハ從來モ矢張リ致シタ療養ニ關スル處置命令ヲ受ケタ者ガ、

度ノ療養ヲ申上ゲマスルト、只今申シマス、シタ療養ニ關スル處置命令ヲ受ケタ者ガ、

アリマス、療養自體ニ付キマシテハ、

タト云フ者ガ、結核ニ付テ九百八十六人ト云フコトニ相成ツテ居リマス、此ノ療養ノ指

導ハ前ニ申シマシタヤウニ、既ニ療養シツ

ツアル者ニ付テハ無論行ヒマセヌノデアリ

マシテ、療養ノ方法ヲマダ講ジテ居ラス、

而モ貧困デアツテ十分療養ガ出來ナイト云

フ者ニ對シテ行フノデアリマス、之ニ要シ

マシタ經費ノ點ハ、ハッキリマダ集計シテア

リマセヌノデ不明デアリマスガ、人數ハ、

斯ウ云フコトニナツテ居リマス

○男爵山根健男君 只今經費ハ御分リニナ

ラナイト云フ御話デゴザイマシタガ、結核患

者ノ治療ニ要スル費用ト云フノハ、相當一人

當リ莫大ナモノデヤナイカト思ヒマス、將

來此ノ改正案ニ依リマシテ益、其ノ處置、又

ノデアリマス、療養ノ指導ト申シマスレバ

チヨット言葉ガムヅカシウゴザイマスルガ、

具體的ニ申シマスルト簡單ナ消毒劑ヲヤル、

或ハ體溫計ヲ當ナルトカ、或ハ簡單ナ印刷

物ニ療養ノ心得ヲ書イテ渡ストカ、又極メ

テ應急對症的ナ簡單ナ處置ヲスル、結核患者ニ假ニ喀血シタ者ガアルト云フ時ニ、注

射ヲスルト云フガ如キコトヲ療養ノ指導ト申シテ居ルノデアリマス

○子爵高木正得君 モウ一點伺ヒタイトノデスガ、ソレハ第四條ノ第一項ノ但書デゴザ

イマスガ、今度ソレダケガ付イタノデアリマスガ、「但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ

限ニ在ラズ」其ノ命令ヲ以テ定ムル場合ト云フノハドウ云フコトヲ目標トシテイラッシ

ヤイマスカ

○政府委員(中村敬之進君) 第四條第一項ハ、被管理者ノ中カラ更ニ検査ヲ受クルヲ

要スル者ヲ定メタノデアリマスガ、今回男子ニ付テ二十六年未滿ノ者迄擴張致シマシ

タ結果、是等ノ者ニ付キマシテハ其ノ間ニニナリ、且又女子迄加ツタノデアリマス、之ニ依ツテ何人位ノ體力検査ヲ御行ヒニナル目

標ヲ御定メニナルノデスカ

○政府委員(中村敬之進君) 今回ノ改正ニ當リマシテ、第二條、即チ被管理者ノ範圍

ヲ定メタ規定ヲ改メマシテ、其ノ範圍ヲ擴

張致シテ居ルノデアリマスルガ、此ノ第二

條ニ對シマシテ、附則ニ依リマシテ更ニ其

左様ナ趣旨ニ於テ除外例ヲ規定シテ居ルノ

デアリマス、斯ウ云フコトニナツテ居リマス
○委員長(公爵島津忠承君) 他ニ御質問ハ
ゴザイマセヌカ

○男爵高木喜寛君 此ノ法案ハマルデ病氣
ガ起ルコトヲ前提トシテ居ツテ、之ヲ治スコ
トニ重キヲ置イテ設ケラレタヤウナ案ニ思
ハレマスガ、私ハ體力ヲ向上サセルニハ病
氣が起ラナイヤウニスル方ガ勝レリト思フ
ノデアリマス、從ツテサウ云フヤウナ點ニ
付テ政府ニ於テハ御考ハナイノデアリマセ
ウカ、例ヘバ運動競技トシテ「スポーツ」ヲ
獎勵スルトカ、又ハ豫防醫學ノ發展ヲ圖リ、
一般衛生思想ヲ普及スルト云フヤウナ點ニ
付テ何カ御考ガアリマスルナラバ御伺ヒ致
シタイ

○政府委員(中村敬之進君) 至極尤モナ御
尋ト考ヘマスガ、大體ニ於テ體力法中ニ現
レテ居リマスル規定ヲ一見致シマスレバ、
既ニ或病氣ニ罹ル、之ヲ治療スルコトガ主
ナル規定ノヤウニ見エナイデモアリマセ
ガ、併シ仔細ニ考ヘマスト、第一ニ體力檢
查ニ致シマシテモ、身體検査或ハ機能検査ト
云フヤウナコトヲ、疾病條件診ト併セテヤッ
テ居ルノデアリマス、而シテ其ノ検査ノ結果
ニ基キマシテ、十條カラ十一條、十二條ト色々
ノ措置ヲ講ズルヤウニナッテ居リマス、又今回
追加致シマシタ第十二條ノ二ニ於キマシテ
規定モアルノデアリマス、大體極ク大難把
三申上ゲマスト云フト、體力検査ノ結果被
管者ノ中ニハ病人モアリマスシ、健康ナ
人モアリマセウ、又其ノ中間ニ位スルヤウ
ナ人モアルノデアリマス、病人ニ付テハソ
レゾレ其ノ病氣ニ應ジマシテ措置ヲ致シマ
スガ、其ノ中間ニ位スルマダ發病シテ居ラ

ナイ、併シ健康ト云フ程度デモナイト云フ
ヤウナ者ニ付キマシテハ、主トシテ豫防的
ナ措置、或ハ體力ヲ修鍊スルト云フヤウナ
コトデ、現ニ地方ニ於キマシテハ只今色々
修鍊會ト云フモノヲ催シテ居リマシテ、現
ニ數萬人ノ者ガ修鍊ヲ受ケテ居リマス、其
ノ結果ハ非常ニ宜シイノデアリマス、期間
ハ僅カ一週間デアリマシテ、當初ハ一週間
位ナ修鍊デハ餘り效果ハアルマイト云フヤ
ウナコトガ考ヘラレナイデモアリマセヌデ
シタガ、實際ニヤツテ見マスト云フト、中
ニハマルデ生レ更ツタヤウナ人モ出テ來ル
ヤウナ成績ヲ舉ゲツ、アリマシテ、此ノ點
ハ喜ンデ居ルヤウナ狀況デアリマス、此ノ
修鍊會ノ如キモノハ、將來益、之ヲ充實シ、
發展サシテ行キタイト考ヘテ居リマス、是
ハ中間ニ位スル人ニ對スル扱デアリマスガ、
更ニ健康ナ者ニ付キマシテハ、矢張リ其ノ
人ノ健康ニ應ズル所ノ指示指導ヲヤリ得ル
ヤウニ現在ナツテ居リマスガ、更ニ今回ノ追
加致シマシタ第十二條ノ二ニ於キマシテ
ハ、病人ニ對シテノ措置モ出來マセウガ、
積極的ニ色々ノ事柄ガ指示出來ルノデアリ
マス、或ハ環境ノ改善デアルトカ、榮養ノ
改善デアルトカ、或ハ先ニ申シマシタ虛弱
者ニ付キマシテ修鍊ノ施設ヲスルト云フヤ
ウナコトモ、是デヤツテ行ケルノデアリマ
ス、サウ云フヤウニ各般ノ爾後處置ヲ致シ
タイト、斯ウ云フヤウニ考ヘテ居リマス
○男爵高木喜寛君 先づ「スポーツ」ノコト
ニ付テ御伺ヒシタノデアリマス、私ノ聞
ク所ニ依リマスト、今後ハ學校ト學校トノ
競技ハ獎勵スルガ、學生ラシテ外ノ者ト一
シメテ居ル狀況デアリマスノデ、學生ガ學
會等ニ、文部省ハ進シテ學生生徒ヲ參加セ
ヤウナコトハナカラウト存ジテ居リマス
シテ、多數ノ者ヲ一地方ニ集メルト云フ
コトハ極力避ケネバナラスト云フヤウナ問
題ガアリマシテ、昨年ノ夏以來全國的ニ集
ルヤウナ運動競技ニ付キマシテハ努メテ之
ヲ避ケル方針ヲ執ル、出來ル限り地方ニ於
テ會合スルヤウニ指導シテ參ツタ譯デアリ
マス、此ノ點ハ文部省デ抑ヘテ居リマスシ
厚生省デモ抑ヘテ居ツタ譯デアリマス、一面
學校ノ體育ニ付キマシテハ無條件ニ之ヲ許
譯デスケレドモ、先月「ラグビー」ノ全國大
會ヲ致シタイト恩ツテ許可ヲ願出タ處ガ止
メラタノデアリマス、而モソレハ學生ノ

ル爲ノ最モ適當ナ方法デアルト思フノデ
アリマス、「スポーツ」ハ一體ドノ「スポ
ツ」デモ水準ヲ高メルコトヲ目的トシテ皆
競技ヲシテ居ルノデアリマス、個々ニ競技
ヲヤリ、シマヒニハドウシテモ全國ノ大會
ト云フモノヲヤツテ、競技ノ向上ヲ皆圖ツテ
居リマスガ、若シモ學生ガ之ニ加ハルコト
ガ出來ナクナルト云フト、全國大會ト云フ
モノハ出來ナイト云フヤウナコトニナリマ
スガ、ドウ御考ニナリマスカ

○政府委員(武井群嗣君) 只今御尋ノ學生
ノ體育運動ニ參加スル件ニ付キマシテハ、
主トシテ文部省ノ與ル所デゴザイマス、即
チ御承知ノ通り學校ニ於ケル體育運動ハ文
部大臣ノ管轄ニ屬シ、又一般ノ體育運動ハ
厚生省ノ管轄ニ屬スルノデアリマスガ、最近
兩省ノ關係ヲ緊密ニ致シマシテ、總テ具體
的ノ事例ニ付テ連絡ヲ執ツテ指導ヲシテ居
ル譯デアリマス、只今御尋ノ學生ノ對校競
技ヨリ一步出マシテ、外部トノ運動競技ニ
參加スルト云フ問題ニ付キマシテハ、私共
ノ存ジテ居リマスル範圍ニ於キマシテハ、
文部省ニ於キマシテモ同様ナコトハ致シテ
居ラナイヤウデゴザイマス、又現ニ厚生省
デ主催シテ居リマスル範圍ニ於キマシテハ、
文部省ハ進シテ學生生徒ヲ參加セ
シメテ居ル狀況デアリマスノデ、學生ガ學
會等ニ、文部省ハ進シテ學生生徒ヲ參加セ
ヤウナコトハナカラウト存ジテ居リマス
シテ、多數ノ者ヲ一地方ニ集メルト云フ
コトハ極力避ケネバナラスト云フヤウナ問
題ガアリマシテ、昨年ノ夏以來全國的ニ集
ルヤウナ運動競技ニ付キマシテハ努メテ之
ヲ避ケル方針ヲ執ル、出來ル限り地方ニ於
テ會合スルヤウニ指導シテ參ツタ譯デアリ
マス、此ノ點ハ文部省デ抑ヘテ居リマスシ
厚生省デモ抑ヘテ居ツタ譯デアリマス、一面
學校ノ體育ニ付キマシテハ無條件ニ之ヲ許
譯デスケレドモ、先月「ラグビー」ノ全國大
會ヲ致シタイト恩ツテ許可ヲ願出タ處ガ止
メラタノデアリマス、而モソレハ學生ノ

テ、具體的ノ問題ニ付キマシテ文部省ガ措置サレルト存ジマスガ、御話ノコトニ付キマシテハ更ニ文部省ニモ傳ヘマシテ、必要ニ依リマシテハ文部省ノ政府委員ヨリ御答ヘルスルヤウニ致シタイト存ジマス
○男爵高木喜寛君 次ニ衛生思想ノ知識ノ普及ニ付テチヨット御伺ヒシタインデアリマス、現下我が國ニ於キマシテハ、結核ヲ撲滅スルコトハ最大急務ノ一つデアリマスガ、今回迄ノ二萬「ベッド」ヲ十萬「ベッド」ニ殖ヤシテ、サウシテ結核ノ撲滅ヲ圖ルト云フ御計畫ハ非常ニ結構ナコト思ヒマスガ、私ハソレデモマダ十分デハナイト思フノデアリマス、モット徹底的ニヤル必要ガアルト思フノデアリマス、併シ豫算等ノ關係上、急ニ殖ヤスコトモ出來ナイト思ヒマスノデ、一方之ヲ補フ爲衛生思想ヲ一般ニ普及サセルヤウニシタナラバ效果ガアルト思フノデアリマス、一體今我が國國民ノ衛生思想ハ割合ニ低イノデアリマス、例へバ結核ニ對シマシテモ、結核ト云フモノハ唯恐ロシイ病氣デアルガ、之ヲ早クサヘ診斷ガ出来レバ、治療ヲスレバ治ルト云フヤウナコトハ殆ド考ヘナイヤウデアリマス、ソレ故ニ此ノ點ニ付キマシテ十分御考慮ヲ願ヒタイト思フノデアリマス
○中川望君 此ノ體力検査ノ統一、ソレカラ適正ト云フコトガ大事ナコトデアラウト思フノデアリマスガ、此ノ管理ハ只今十分ニ適任者ヲ得ラレテ居ルコトハ思ヒマスガ、此ノ實施ノ結果、何カ初メノヤリ方ヲ改メラレタトカ云フヤウナコトガアリマスデセウカ、ソレカラ一日ニドレ程ノ人數ト云フヤウナコトニ付テ實際ノコトヲ參考ノ爲ニ伺ツテ置キタイト思ヒマス

○政府委員(中村敬之進君) 大體現在迄ノ體力管理ハ機構ノ方面カラ申シマスレバ、地方長官ノ下ニ國民體力管理委員ト云フモノガ任命サレマス、検査ノ機關ト致シマシテ、市町村長及事業場等ノ事業主或ハ管理人、或ハ學校ノ校長、幼稚園ノ園長ト云フヤウナ者ガ検査ニ當ッテ居ルノデアリマスガ、大體此ノ管理ト云フコトノ徹底ヲ圖リマスルニハドウシテモ豫防的ナ方面、保健ノ方面ニ力ヲ入レル必要ガアリマスルノデ今後我々ノ目標ト致シマシテハ全國ニ出來ルダケ早ク、保健所ノ普及ヲ圖リマシテ、現在目標ト致シテ居リマスル五百五十箇所ノ保健所ヲ完成スル、更ニ之ニ必要ナ支所ヲ作リマスト云フヤウナ從來立テ居リマシタ目標ヲ完成致シマシテ、所謂保健網ト云フモノヲ、保健ノ指導網ト云フモノヲ確立スルト云フコトニ致シマシテ此ノ保健所ヲ中心ニ其ノ下ニハ體力管理ノヤウナモノヲ付ケマシテ此ノ管理ノ仕事ヲシテ行ク、單ニ其ノ場合ニハ醫療バカリデナク、豫防的ナ、或ハ健康増進ノ方面ニモ力ヲ入レルト云フヤウナ工合ニ段々轉換シテ行クト云フコトガ必要デハナイカト考ヘテ居リマス、其ノ爲ニ現在ハ保健所モマダ二百箇所ニモ足リマセヌケレドモ、ボツ／＼保健所ト體力管理トノ關係ヲ付ケテ行ッタガ宜イタ譯デアリマス、從ッテ將來ハ此ノ保健所ガ段々此ノ仕事ノ中心ニナッテ行クト云フヤウニ考ヘルノデアリマス、尙市町村等ニ於キマシテ相當人手ヲ要スルノデアリマス

ガ、特ニ今朝ノ被管理者ノ範囲ヲ擴張致シ
フコトニナリマスレバ、事務的ニハ餘程負
擔ガ増大シテ來ルト云フコトガ豫想サレル
干ノ事務ニ付キマシテハ、從來ヤツテ居ッタ
コトデ事務ヲ簡略ニシヤウト云フコトモ考
ヘテ居ルノデアリマス、差當ツテノ範囲ノ擴
張ニ付キマシテハ、此ノ程度デアレバ先
づ先ヅ市町村トシテノ其ノ負擔ニ堪ヘルト
考ヘテ居リマスルガ、更ニ今後範囲ヲ擴張
スルト云フコトニナレバ、其ノ事務負擔ノ
點ニ於テ相當ノ工夫ヲ要スルノデハナイカ
ト云フヤウニ考ヘテ居リマス
○子爵高木正得君 モウ一點伺ヒタイコト
ガ出來マシタノデ伺ヒマスガ、本法ノ罰則
ニ屬スル所デゴザイマスガ、昭和十五年ニ
初メテ御始メニナツタノデ、御當局ノ方モ非
常ニ色々御考ニハナツテ居リマセウガ、隨分相
手方ノ方モ慣レマセヌコトナノデ、相當是
ハ故意デナクシテ爲サレタモノガアルノデ
ハナイカト思ヒマスガ、参考迄ニ一ツ成績
ヲ伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(中村敬之進君) 罰則ノ適用サ
サレタ結果ニ付テノ只今資料ヲ持セテ居
リマセヌガ、大體ノ感ジデハ罰則ノ適用ヲ
受ケタ者ハ現在ノ所ナイヤウデアリマス、
ト申シマスノハ、申ス迄モナク此ノ體力管
理ト云フコトハ元々被管理者乃至其ノ保護
者ト云フヤウナ者ガ體力向上ノ必要性ヲ自
覺シ、認識シテ自分ノ體力ヲ増進サセルト
云フ氣持テ動カナケレバ管理ノ效果ハ舉ラ
ナイノデアリマシテ、政府ガ管理シマスル
ト言ヒマシテモ、ソレノミヲ以テシテハ到
底所期ノ目的ヲ達スルコトハ出來ヌト云フ

考カラ、此ノ法律ニ於キマシテモ罰則ノ規定ハ最小限度ノモニ止メテアルノデアリマス、法律ヲ作ル自體デモ、サウ云フ氣持テ臨ンデ居ルノデアリマスカラ、之ガ運用ニ付テモ出來ルダケ指導的ニ御世話シテ、間違ノナイヤウニスルト云フ氣持テ當ッテ居ルノデアリマス、其ノ結果自然罰則ヲ實際ニ適用シタ例ガナ、斯ウ云フ狀況デアリマス。

○松井茂君 チヨット乳幼兒ト結核問題ニ付テ伺ヒタイト思ヒマスガ、先刻來御質問モアリマシタカラ、或ハ重複ニナルカモ知レマセヌガ、今更申上ゲル迄モゴザイマセヌガ、人口ノ増殖上ニ、殊ニ時節柄乳幼兒ノ問題ト結核療養ノ問題ガ、多年ノ非常ニ長イ問題デアリマスガ、愈、時局ガ時局ナノデ政府モ餘程御考ニナッテ、此ノ二ツノ點ニ非常ニ重キヲ御置キニナックコトハ當然過ギル問題デアラウト思ヒマス、併シ其ノ背景ニハナカヽ容易ナ問題デハナイノデ、根本問題ノ豫防問題、教育問題、國土經營ノ問題、色々ナ大キナ問題ガ舍マレテ居ツテ、ソレト相並ンデ其ノ問題ハ解決セナケレバナラヌノハ今更言フ迄モナイノデアリマス、ソコデ私ハ承ツテ見タイト思フノハ、

今御返事ガアツカ知レマセヌガ、乳幼兒ノ對策ガ近來濟生會ヲ初メ、大分乳幼兒或ハ結核ノ方デスガ、乳幼兒ノ問題ハ餘程政府モ、能ク分リマセヌガ、何ダカ都市ナルカ、詳シイコトハ存ジマセヌガ、併シタノデハナイカト云フヤウナ感ニ打タレテ居ルノデアリマス、果シテドウ云フ實情デアルカ、農村ノ結核問題ハマダヽ非常ニ微溫的デアラウト思フノデアリマス、是ハ分リ切ツ

診斷ト云フコトハ餘程政府モ御獎勵ニナリ、我々モ出來ルダケヤツテ來タ積リデアリマスガ、是ハモウ問題ニナラナイ、益々早期診斷ニ付テオヤリニナルノハ是ハモウ無論ノコトデアリマスガ、更ニ定期ノ診斷、石川縣ガ我國デ一番結核ガ多イト言ハレテ居リマスガ、此ノ結核ノ問題ト乳幼兒ノ問題ガ矢張リ關係シマスカラ、モウ少シ混線シマスガ、兩方混ゼテ御話シ致スノデアリマスガ、ソレデ此ノ農村ノ乳幼兒ノ問題ヲ餘程具體化セナケリヤナラスト思フノデアリマス、御氣付ノ點デ萬々アラウト存ジマスガ、モット具體的ノ方法ガ畫策ガ出来テ居レバ承ッタラ幸ト思フノデアリマス、ソレカラ今ノ結核ノ問題デアリマスガ、ドウモ石川縣等ハ全國デ非常ニ有名ナモノデアッタト云フコトハ、モウ夙ニ本省デモ分ッテ居ルノデアリマスガ、存外石川縣ノ先輩等ガ、惡口ヲ言フノデハナイノデアリマスルガ、サウ云フ重大ナル問題ハ徹底シテ居ナカッタ、是ハ大分前ノ御話デス、私ガ或先輩ノ一人ニ對シテ、アナタ斯ウ云フナンデアッテ、陛下カラ地方長官ニ御下問ガアッタ、サウデスカ、ソレハ知リマセヌノデト言フテ、私モビックリシタ、ソレデ石川縣ハ承レバ、近來ハ大分地方長官竝ニ本省デモ御氣付ニナッテ、或場所ヲ擇ンデ定期ノ検査モナサッタト承ツテ居リマスガ、大變結構ノコトト思フノデアリマスカ、サウ云フ工合ニ、餘程定期ノ検査迄御進ミニナラナケレバナラヌモノダト思フノデアリマスガ、ソレ等ニ對スル具體的ノ御計畫ガドウナツテ居ルノデアリマスカ、更ニ又乳幼兒ノ問題デモ、核ノ問題デモ、兩方ニ通有デアリマスガ、

此ノ榮養問題ガ大分佐伯博士等方御盡力ニ
ナッテ、内務省ノ時代カラ大分榮養問題モ、
政府モ御氣ヲ御付ケニナッテ來タノデアリ
マスガ、是ハ斯ウ云フ時局デアルノデ、隨
分子供ノ榮養ト云フコトニ對シテハ、政府
モ餘程御力ヲ御入レニナッテ居ルヤウデア
リマスガ、是ガ竝ビ立タヌ限りハ此ノ問題
ノ解決ハ出來ヌコトニナリマスガ、斯ウ云
フ點ニ付テドウ云フ御實況ニアリマセウカ
ト云フコトヲ承リタイ、最後ニモウ一ツ承
テ見タイノハ、乳幼兒デモ結核デモデアリ
マスガ、藥ノ問題デアリマス、是ガ醫藥制
度調査會ニモ大分出マシタガ、最近ハ益々
注射ノヤウナモノモ思フヤウニ出來ナイト
カ、藥ガ古クナッテ工合ガ惡イトカ、ソレモ
適當ニ政府ハ方法ヲ講ジテ居ルトカ云フヤ
ウニ善處サレテ居ルヤウデアリマスガ、材
料ガナケレバ仕方ガナイ、斯ウ云フコトモ
關聯スルノデ、序ニ承チテ見タイト思ヒマス、
以上ノ點ヲ一つ御答へ願ヒマス

デ、此ノ死亡率ヲ速カニ低減サセナケレバ
ナラヌト云フ譯デアリマシテ、ソレニ付キ
マシテ色々其ノ原因等ヲ調べテ見マスト、
多クハ乳兒ノ間ニ於テ、乃至ハ満五歳ノ誕
生日ヲ迎ヘル迄ノ間ニ於キマシテ、是ハ先天
性虛弱ノ爲ニ、或ハ又冬感冒等ニ因ル肺炎
等ニ因リ、夏ハ又下痢、腸炎等ニ因リマシ
テ多クノ者ガ死亡スル譯デアリマス、之ニ付
キマシテ農村方面ニハ相當此ノ死亡率ガ高
クアリマス、政府デモ明年度ノ豫算ニハ乳
幼兒ノ保護ニ付キマシテ相當ノ費用ヲ計上
致シタ譯デアリマシテ、從來ハ乳幼兒ノ結核
検査ヲ致シテ居ツタ譯デアリマスガ、更ニ
今回國民體力方略ニ依ル體力検査ヲ致シマシ
テ、一層體力検査ヲ綿密ニ致シ、同時ニ初
メテ生レタ者ニ對シマシテハ、明年度ヨリ
新シク之ニ體力手帳ヲ交付シテ、サウシテ
健康ノ指導ヲシヨウト云フヤウナコトデ、
是等ノ豫算モ計上シテ居ル譯デゴザイマス、
一面斯様ナコトハ政府ノ力ノミラ以テシテ
ハイカヌコトデアリマスルノデ、專ラ恩賜
財團愛育會ガ主トナリマシテ、各地ニ乳幼
兒ノ保護指導ヲスル村等ヲ指定致シマシ
テ、之ガ保護ニ當テ居ル譯デアリマスガ、
愛育會ノ指定シテ居リマスル愛育村ノ成績
ハ非常ニ宜シヤウデアリマス、尙又其ノ
本ニナリマスル姪婦ノ保健指導ヲ致ス必要
ガゴザイマスルノデ、明年ハ姪婦ニ付キマ
シテノ届出制度ヲ施行スルコトニ致シマシ
テ、一面ニ於キマシテハ其ノ姪婦ノ健康増
進、或ハ病氣ノ驅除ト云フヤウナコトニ付
キマシテノ身體検査、指導等ヲ致ス外ニ他
面ニ於キマシテハ、姪產婦ニ必要ナル品物
等ヲ特別ニ配給スルコトヲ考ヘテ居ル譯デ
ゴザイマス、更ニ乳幼兒ニ付キマシテモ、

又結核對策ト致シマシテモ榮養ノ必要ナコトハ仰セノ通リデアリマスノデ、之ニ付キマシテハ色々ト物資ノ不足ノ際デアリマスケレドモ、今日現在日本ノ海山、野ニアリマスル物等ヲ出來ルダケ採リマシテ、サウシテ此ノ不足ヲ充サセルヤウニ色々ト、單ナル外國ヨリ入りリマシタ知識ノミナラズ、日本古來ノ經驗等モ活カシテ、出來ル限り此ノ榮養ノ改善及ビ改良ニモ當ラウト考ヘテ居ル次第デアリマス、最後ニ薬ノ問題デゴザイマスガ、是モ仰セノ通リデアリマシニ、最近藥ニ用ヒマスル資材モ少クナツテ參ッタノデアリマス、一面ニ於キマシテハ、國內ニ於キマシテ色々ト藥草ノ栽培等ノ獎勵モ致シ、又政府ニ於キマシテモ是等ノ試驗等ニ相當ナ費用ヲ計上致シマシテ、サウシテ國內ニ於テ出來ル限り必要ナルモノノ自給出来マスルヤウナ方策ヲ立テ居ル譯デゴザイマス、勿論是等ハ近時國交關係ヨリ起キタコトデゴザイマスノデ十分ニハ參リマセヌケレドモ、是等ノ事ヲ續ケテ參リマシタナラバ、段々ト是等ノ不足ヲ補フコトカト存ジテ居リマス、以上大要デゴザイマスガ、尙必要ニ依リマシテハ他ノ政府委員ヨリ御答ヘスルコトニ致シマス

ト思ヒマス、先づ今ノ検診ノ方法ニシテモ、此ノ成績概要ノ中ニモ既ニ是ガ不十分デアルト云フコトヲ政府デハ申サレテ居ル、例ヘバ集團検診ニ「レントゲン」検診ノ如キモノヲシナケレバハッキリシタ數字ガ分ラヌト云フコトデアリマス、又全國ノ結核死亡者ガ私共ノ聞イテ居リマス所ニ間違ガアルカラ考ヘテ見マスト、結局五「プロ」位ニナルノデヤナイカト思ヒマスガ、是デハ二「プロ」サウスルト大體結核患者ト云フモノハ其ノ十倍位デ百五十萬、サウ云フヤウナ數字カラ考ヘテ見マスト、現在五「ナット」位ニナルノデアルト云フヤウナ現狀デハナイカト思ヒトヲ考ヘマスト、現在ノ對象ニナッテ居リマス、勿論工場労働者其ノ他ノ問題ガ緊急ス十七歳カラ十九歳ノ検査ダケデハ不十分ナコトデアル爲ニ、二十歳カラ二十六歳迄ナコトデアルト云フヤウナ現狀デハナイカト思ヒマス、年齢ヲ擴張サレタ意味ハ分ルノデアリマスケレドモ、併シ斯ウ云フ基礎數字ト云フモノガ將來ノ醫療問題其ノ他ノ根本問題ニナルトスレバ、先づ之ヲ十分ニ御考ニナッテ、一步々々踏ミ締メテ行カレルト云フヤウナ必要ガアルノデヤナイカト思フノデアリマス、又豫防ノ方カラ考ヘマスト、先づ二十五歳、二十六歳迄ノコトヲ考ヘル前ニ、先程御質問モアリマシタ乳幼兒トカ、或ハ小學校ノ生徒トカガ一番最初ニ感染シ易イ、第一回ノ感染ノ時期ハ小學校ノ生徒ニ専ラ多イト云フヤウナ話デアリマスノデ、斯ウ云フ者ニ對シテ、例ヘバマダ研究中デアルカモ知レマセヌガ、「ビー・シー・ジー」ノ注射ヲスル、或ハ一箇年ノ強制休養ヲサセル

十八、二十六歳位迄ノ患者ノ殖エルコトヲ防グト云フヤウナコトカラ、先づ未然ニ十七、
ノ被管理者ノ管理ニ付キマシテ、其ノ内容ニ充實スルト云フ方面ニ大體振り向ケル考
テ、内容ガチットモ充實シテ居ナイト云フヤ
ウナコトデハ甚ダ心許ナインデアリマスガ、
ソレニ對スルモウ少シ具體的ニハッキリシタ
將來ノ、數字ノ上カラデナクテモ宜シウゴ
ザイマスガ、御考ヲ御聽カセ願ヒタイト思
フノデアリマス

主トシテ検査ヲ一層精密ニスルト云フ點ニ
アルノデアリマシテ、之ニ依ツテ從來ノ被管
理者ノ管理ニ付キマシテモ、更ニ徹底シタ
シテ、今回更ニ範圍ヲ擴張スルト云フコト
ニ致シタ譯デアリマス、尙同ジ範圍ヲ擴張
スルニシテモモウ少シ年齢ノ下ノ層、特ニ
乳幼兒等ニ付キマシテ範圍ヲ擴張シタラ宜
イデハナイカ、或ハ小學校程度ノ年齢ノ者
ニ擴張シテ、サウシテ主トシテ此ノ計畫ノ
當初感染スル時期ヲ狙ツテ策ヲ立テルト云
フコトガ必要デハナイカト云フ點モ我々
十分考ヘタノデアリマス、ソレニ付キマシ
テハ先程次官カラモ、御説明申上ガマシタ如
ク、乳幼兒ニ付キマシテ乳幼兒ヨリモ
第六條ノ二ノ適用ニ依リマシテ體力手帳ヲ交付スルト
リマシテ、極メテ略式デハアリマスルガ、
云フヤウナ方法ヲ採リタイト云フヤウニ考
ヘテ居リマス、ソレカラ其ノ乳幼兒ヨリモ
上ノ層ニ付キマシテハ、主トシテ學生生徒
ノ年齢ニ該當スルノデアリマスガ、之ニ付
キマシテハ厚生省トシマシテハ、文部省ト
モ十分連絡ヲ執リマシテ、體力管理ト同様
ノ效果ヲ擧ゲテ行キタイト、斯ウ云フヤウ
ニ考ヘテ居ルヤウナ次第デアリマス

實際ノヤリ方トシマシテハ相當重點ヲ狙ヒ
マシテ、對策ヲ立テルコトガ適當カト考ヘ
テ居ル次第デアリマス、結核被病ノ年齢ハ
十五歳乃至二十五歳ノ邊デゴザイマスル力
ラ、體力ヲ管理致シマスル對象トシテハ、
結核豫防ノ立場カラ申シマスレバ其ノ邊ガ
最モ重要デアラウト存ジマス、此ノ年齢ノ
者ヲ申ス迄モナク學術的ニ遺憾ノナイ検査
ヲ行ヒマシテ而シテ、遺憾ノナキ指導措置
ガ出來マスレバ、將ニ發病セムトスル者
ハ之ヲ抑制致シマスルシ、初期ノ頃ハ
速カニ治療回復致シマスルシ、世ノ中ニ
病毐ヲ撒蔓シマスル者ハ隔離等ニ依リマ
シテ、其ノ危險ヲ避ケマスカラ、此ノ十五
歳乃至二十五歳、丁度此ノ度ノ國民體力法
ノ改正ニ依リマシテ獨フ所ノ、又實施上ノ注
意ニ依リマシテ、之ヲ目標ト致サムトスル
ノデアリマスルガ、其ノ邊ニ十分ナル豫防
ノ方策ガ講ゼラル、コトハ一番大切デアリ
マシテ、此處ヲ若シ押へ得レバ自ラ其ノ後
ノ患者ノ發生モ止ル、現在アリマスル者モ
減少スルコトト思ヒマスルケレドモ、言フ
迄モナク、青年期、壯年期ノ體力ノ基礎ハ
矢張リ少年時代デアリマスルカラ、學校在
學中ノ兒童生徒ニ付キマシテハ、學校衛生
ノ方面ニ於キマシテ、文部省ノ御努力ニ依ッ
テ此ノ點ヲ遺憾ナキヨ期シタイト思ツテ居
リマス、結核豫防ノ學術上ノ仕事ガ、目下
其ノ應用ニモ手抜リノナイヤウニ致シタイ
ト存ジテ居リマス

中ニ一ツチョット出マシタコトニ付テ御伺シタイト思ヒマスガ、要スルニ後段ニ於テ小學校ノ生徒竝其ノ教員ナドノ體育ト云フコトニ付テ、非常ニ此ノ結核豫防ノ問題ニ關聯シテ居ルヤウナ御話デ、之ニ付テヘ近イ中ニ師範教育ノ改善モ文部省ノ方ニ企テラレテ居ルト聞イテ居リマス、之ニ關聯シテ只今文部省ノ當局ノ方ガ居ラレナイカラ、厚生省ノ方カラ然ルベク御傳達願ヒマシテ、此ノ師範教育改善ニ依ツテ小學校教員ノ健康ヲ十分御考ヲ願ヒタイ、サウシテソレガ小學校ノ兒童ニ及ス影響ニ付テ大ナル考慮ヲ拂ハレタイト思ヒマス

端ノ機關トシテドウ云フ點ニ重キヲ置イテ
ヤラウトシテ居ラレルカ、或ハ言ヒ換ヘマ
スレバ、私ナドハ此ノ國民健康保険ガ非常
ニ重要ナ地位ヲ持ツテ居ル、厚生省モソレヲ
御認メニナツテ今度ハ御改正ニナツタ、大變
結構ナコトデゴザイマスガ、此ノ體力ノ問
題ニ付キマシテ出來ルダケ國民健康保険ヲ
普及シ、又其ノ末端ノ組織ト結ビ付イテ國
民體力ノ管理ノ徹底ヲ期スルト云フコトハ
非常ニ重要デアリ、必要デアラウト思ヒマ
ス、サウ云フ點ニ付テノ御考ヲ伺ヒタイト
思ヒマス

○政府委員(中村敬之進君) 御答ヘ申上ゲ
マス、改正法ノ第十四條ノ二ニ關聯シテノ
御尋デゴザイマスガ、本條ニ於キマシテ地
方長官ノ職權ノ一部ヲ保健所ノ長ヲシテ行
ハシメ、而シテソレハ勅令ヲ以テ定メルト
云フコトニ相成ツテ居リマス、此ノ勅令ニ於
キマシテハ只今考ヘテ居リマス事項ト致シ
マシテハ、第一ニハ法律ノ第十一條ニ於キ
マシテ、地方長官ガ體力向上ニ關スル指示
ヲ本人ナリ或ハ保護者ニ與ヘルト云フコト
ニナツテ居リマス、實情ヲ申上げマスト、
先づ市町村デ體力管理醫ガ身體検査ヲ行ヒ
マシテ其ノ結果、是ハ斯ウ云フヤウニシタ
ラ宜イグラウト云フヤウナ意見ヲ立テマシ
テ、ソレヲ畫面ニ致シマシテ地方長官ノ手
許迄差出シマス、而シテ差出シタモノニ付
キマシテ、地方長官ガ必要ト認メタト云フ
時ニハ更ニ指示ヲ本人ニ向ッテ、或ハ保護者
ニ向ッテ發スルト云フヤウナ扱ニナツテ居リ
マスノデ、非常ナ時日ヲ要シマスシ、事務
上面倒デ實情ニ副ハナイ、又效果モ十分擧
ラナイト云フ憾ガアルノデアリマス、斯様
ナ際ニハ、幸ニシテ其ノ場所ニ保健所デモ

アリマスレバ、保健所ノ長ガ國民體力管理
醫カラ報告ヲ受ケマシテ、其ノ報告ヲ基ニ
シマシテ判斷ヲ致シテ本人ニ指示ヲ興ヘル、
斯ウ云フヤウナ扱ヲシタラ便宜デアリマス、
此ノコトハ第十二條ノ措置ニ付キマシテモ
同様デアリマシテ、十二條ハ即チ療養ニ關
スル處置ヲ地方長官が命ズルト云フコトニ
相成ッテ居ルノデアリマス、此ノ場合ニ於キ
マシテモ保健所ノ長ガ地方長官ノ行フベキ
處置命令ヲ自ラ行フ、斯ウ云フヤウニシタ
方ガ便宜デハナイカ、只今考ヘテ居リマス
主タル事項ハ左様ナ事項デアリマス、次ニ
ハ此ノ體力管理ノ實質ノ方面ヲ明カニズル
爲ニ、之ニ要スル豫算ノ關係ヲ御尋ニナッ
タノデアリマスルガ、大體ヲ申上げマスル
ト體力法施行ニ要スル經費トシマシテハ、
地方廳費トモ合セマシテ、總額ガ約六百八
十萬圓ニナッテ居リマス、其ノ内譯ハ色々ア
リマスガ、主ナモノヲ申上げマスト、第一
ガ十五歳以上二十五歳迄ノ男子ヲ被管理者
トシテ範圍モ擴張サレマスガ、更ニ工場等ア
ノ勞務者ニ付キマシテハ年二回ノ検査ヲ大
體行フコトニ致シテ居リマス、又「ツベル
クリン」ノ陽性者ニ對シマシテハ、「エギクス」
線ノ間接撮影ヲモ行シテ、検査ノ内容ヲ充
實シテ行ク、先程御指摘ニナリマシタ検査
ノ粗漏ト云フコトヲ極力防止スルト云フ考
へ方カラ、検査費ヲ増額シタノデアリマス
ガ、増額サレタ結果、検査費トシマシテハ
約四百十七萬圓ニ相成ルノデアリマス、次
ハ検査ノ結果ニ基イテ療養ノ指導ヲ行フノ
デアリマス、目下ノ所ハ結核ノ患者、花柳
病ノ患者ニ付テ指示ヲ行ヒマスガ、其ノ經
費ガ約四十七萬圓ニナッテ居リマス、ソレカ

ラ先程モチヨット申上ゲマシタガ、健康者ト
病者トノ中間ニアリマスル筋骨ノ薄弱ナ者
ニ對シマシテハ、是ハ體力ノ増強ノ爲ニ修鍊
ヲヤルノデアリマスガ、其ノ經費ガ約六十
二萬圓ト云フコトニナツテ居リマス、ソレカ
ラ此ノ管理ヲ行ヒマスニ付キマシテ必要ナ
ル機構ナリ其ノ他事務上ノ經費ガ色々要ル
ノデアリマスガ、其ノ中デ常設ノ管理醫ニ
對スル經費トシテ、是ハ大體手當ト旅費ノ
ヤウナモノデアリマスルガ、約六十六萬圓、
ソレカラ市町村等ニ於キマシテ管理ノ仕事
ヲスル上ニ於キマシテ、色々講習會ヲ致シ
タリ或ハ競技會其ノ他事務上ノ費用モ要ル
ノデアリマスルガ、是ガ約三十五萬圓、其
ノ他地方廳へ配布スル金ガ五十四萬圓、大
體左様ナ内譯ニナツテ居ルノデアリマス
○政府委員(武井群嗣君) 只今仰セニナリ
マシタ最後ノ點ニ付テ御答へ致シマス、大
體先程モ申上ゲマシタヤウニ、國民體力法
ノ狙ツテ居リマスル所バ、國民ヲ假ニツツニ
分ケルト致シマスレバ、一方ニ健全ナ者、
他方ニハ病氣ノ者ガアル譯デアリマス、而
シテ其ノ中間ニ弱者ガアル譯タト思ヒマス、
國民體力法ト致シマシテハ第一ニハ健康ナ
者、ソレカラ續イテ弱イ者、虛弱ナ者ヲ目
會、療養ノ指示、指導等ニ依リマシテ、之
當ニ致シテ居リマシテ、丈夫ナ者ニ付キマ
シテハ更ニ一層之ヲ強健ナラシメ、而シテ
之ニ次グ虛弱、病弱者ニ付キマシテハ修鍊
會、療養ノ指示、指導等ニ依リマシテ、之
ヲ健康體ナラシメヨウト云フ譯デアリマス
ガ、ソレニ付キマシテ先程申上ゲマシタヤ
ウニ、各種ノ費用等ヲ計上致シマシテ遺漏
テ精密ナル検査ヲ致シ、又一面其ノ状態ニ

依リマシテハ體力検査ヲスル機會ノ回數ヲ
二回ニ増サウト云フヤウナコトデゴザイマ
ス、ソレデ先程仰セニナリマシタヤウニ、
斯様ナ計畫ヲ致シマシテモ、最後ノ末端ニ
於テ是ガ本當ニ實現サレナケレバ、折角ノ
計畫モ實效ヲ收メ難イコトデゴザイマスノ
デ、是ガ末端迄徹底シテ國民ニ其ノ效果ノ
舉リマズルコトヲ念願トシテ居ル譯デゴザ
イマス、體力法ノ規定ノ上ニ於キマシテハ之
ニ當リマスモノハ、未成年者ノ被管理者ニ
付キマシテハ其ノ保護者ト云フコトニナッテ
居リマス、而シテ法制上ノ擔當責任者ト致
シマシテハ、市町村長ガ之ニ當ルコトニナッ
テ居リマス、今回ノ改正ニ依リマシテ保健
所ノ長ガソレニ關與スルコトニナッテ居ル譯
デゴザイマスガ、是ハ法制上ノ點デゴザイマ
ス、實際問題ト致シマシテ本當ニ體力檢
査ノ、體力管理ノ效果ヲ舉ゲル上ニ於キマ
シテハ、先程仰セニナリマシタヤウナ國民
健康保険組織ヲ擴充致シマシテ、サウシテ
一人々々ニ此ノ目的トスル所ガ現レマスル
ヤウニ致スコトガ最モ大切ナコトデアルト
思ヒマス、明年度ノ豫算ニ於キマシテ國
民健康保険ノ對象トナルベキモノヲ、千三
百七十萬程ヲ殖ヤサウト致シテ居リマスル
ノモ斯様ナ目的ヲ兼ネテノコトデゴザイマ
スノデ、御趣旨ニ於キマシテハ私共全然同
ジ考ヲ持テ居ルノデゴザイマシテ、其ノヤ
ウナ御趣旨ニ從ヒマシテ此ノ實效ヲ舉ゲル
コトニ努メテ居ル次第デゴザイマス

體力向上、醫療ノ適正普及ト云フコトニ付テ、專ラ其ノ點カラ御改正ニナッテ居ルヤウデアリマス、就キマシテハ先刻來モ段々御質問又御答辯モアッタノデゴザイマスルガ、此ノ國民ノ體力向上、醫療ノ普及ト云フコトニ付テ、厚生省トシテノ詰リ國策ヲ大體ニ副ウテ體力管理ナリ、或ハ醫療法ノ規定、トニ付テ、厚生省トシテノ詰リ國策ヲ大體ニ於テ御示ヲ願シテ置キマスレバ、其ノ國策ニ副ウテ體力管理ナリ、或ハ醫療法ノ規定、醫師竝ニ醫療關係者ノ責務、總テノコトガ明瞭ニ相成ルカト存ジマスルノデ、此ノ法律ト直接ノ關係デハゴザイマセスケレドモ、乳幼兒、妊娠婦等ニ關スルコト等迄モ全體ニ亘シテ一應ノ御説明ヲ願シテ置キマシタナラバ大イニ参考ニナラウカト存ジマス、適當ナ機會ニ大臣ニ親シク御願ヒシタイト存ジマス。

コトド、是ト同時ニ生産力擴充ト云フ重要事務ニ對シマシテノ勞務ヲ確保スルト云フ、此ノニツガ喫緊ノ要務ダト存ジテ居ルノデゴザイマス、從ヒマシテ此ノニツノ目的ヲ完遂シマスル爲ニ、且今御尋ノヤウナ問題ニ關聯ヲシテ研究ヲ致シタ次第アリマシテ、申上ゲル迄モナク國民ノ體力、是ハ體ヲ良クスル、病氣ノナイヤウニスルト云フ方面ノ外ニ、働く甲斐ノアル、又能率的ナ機能モ持タセル、サウシテ精神方面ニ於テモ立派ナ者、即チ此ノニツノ能力ヲ綜合シタ綜合能力、之ヲ國民體力、斯ウ申シマシテ、之ヲ向上スルト云フコトガ、取敢ズ此ノ大目的完遂ノ爲ニハ必要デアル、斯ウ考ヘテ居ル次第アリマス、ソコデ體力向上ノ爲ニシテ、サウシテ所期ノ目的ヲ達成シナケレバナラヌ、斯ウ云フヤウニ考ヘル次第デゴザイマス、從來ノ検査ハ年一回所謂體力検査ト云フモノヲ實施致シマシテ、其ノ成績ヲ體力手帳ニ記錄シテ參ッテ來タノデゴザイマスガ、只今中川委員ヨリ御指摘ガゴザイマシタガ、今回私共ハ、之ヲモウ生レル前カラニ一ツノ體力検査、體力管理ノ手ヲ伸ベシタイト云フ考ナンデゴザイマス、即チ生レル前ノ胎兒ノコトハ後ニ申上ダマスルガ、生レルト當時ニ其ノ出生當時ノ身體、之ヲ助産婦ガ體重デゴザイマストカ、健否等、或ハ身體ノ色々ナコトヲ必ズ調べルコトニナッテ居ハレマシタヤウナ體力検査ノミニ限定期マセヌデ、廣ク學校ニ於キマシテモ、工場ニ於キ

マシテモ、或ハ其ノ他ニ於キマシテ、又特殊ノ疾病ニ罹リマシテ、是ハ國民體力向上上特殊ニ必要デアルト云フ其ノ疾病ニ罹リマシテ、此ノ體力手帳ヲ當人ノ健康履歴書トタト云フヤウナモノニシテシマヒタイ、サウシテ此ノ健康履歴書ガ學校ニ入リマス時、或ハ卒業ヲ致シマシテ就職スル場合、更ニ徵兵検査ト云フヤウナ場合等ニ此ノ提示ヲ必要トスルト云フコトニ致シマシテ、之ニ依リマシテ一ハ以テ其ノ管理ヲ受ケマシタル國民ヲシテ健康ト云フコトガ國家ノ第一義的要請ダ、而モ此ノ時局ニ于テハ非常ナル強キ要請デアルト云フコトヲ能ク感銘セシメマシテ、自己ノ健康ヲ守リ、更ニ御役ニ立ツヤウニ身體ヲ鍛ツテ行クト云フコトガ國ニ盡ス所以ダト云フコトヲ其ノ當人自ラニ能ク自覺セシムル、ト同時ニ、政府ト致シマシテハ國民體力ノ此ノ検査ニ依リマシテ全貌ヲ把握致シマシテ、サウシテ體力管理ノ完璧ヲ期シタイ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ來タノデゴザイマスガ、是亦今日ノ時局ノ要請ニ鑑ミマスレバ誠ニ不徹底デゴザイマシテ、此ノ點ヲ改善致シマシテ、検査ノ結果ニ基クマシテ、其ノ措置甚ダ抽象的又總括的ナ總論的ナモノガ多カッタノデゴザイマシテ、此トデモ、學業ノコトデモ、其ノ他生活環境

全般ニ對シマシテ具體的ノ指導、具體的ノ命令ヲ具體的ニ措置スルト云フ風ニ改正シタイト云フノガ、今回國民體力法中ノ改正法律案トシテ提出致シタヤウナ次第デゴザイマス、サウンソレガ唯管理ヲ受ケマスル者、個人的ノ關係ノコトハ勿論デアリマスルガ、其ノ保護者或ハ雇傭主、或ハ其ノ被管理者ノ居住致シテ居リマスル團體ト云モノニ對シマシテ、體力向上ニ關シマシテ検査成績ニ基キマシテ必要ガアル場合ニ於キマンテハ、所要ノ措置ヲ致シ得ルト云フヤウニ致シタ次第デゴザイマス、斯クノ如ク致シマシテ普通ノ健康者ニ對シマンテハ、只今次官カラ申上ゲマシタヤウニ、更ニ剛健ナル精神ト韌強ナル肉體トヲ修鍊セル、極ク簡單ニ私共ハ其ノ修鍊シタ結果ヲ耐兵役者トスル、兵役ニ耐ヘ得ル體ノ持主ニサセル、サウシテ此ノ耐兵役者ノ體ニナツタ者ヲ更ニ之ヲ心身ヲ鍛鍊致シマシテ耐戰鬪者タラシメル、或ハ對時局適任者タラシメル、生產擴充ノ方面ニ參リマシテモ第一線ノ戰士トシテ立派ニ働くヤウナ體ニシテ行キタイ、是ガ爲ニハ今回結成セレムト致シテ居リマスル綜合體育ノ團體、或ハ綜合武道團體ト云フヤウナ團體ト協力致シマシテ、或ハ又各種ノ修鍊會其ノ他類似ノ施設ヲ十分ニ利用シテ行キタイト考ヘテ居ル次第ナノデゴザイマス、先程チヨット一言最初ニ申上ゲマシタ出生ト同時ニ體力手帳ノ第一頁ニ記錄スルト申上ゲマシタガ、其ノコトハ以前ニ胎兒ノ時カラ、否其ノ子供ヲ預ル母ノ體カラヲ強健ニシタイ、斯ウ考ヘテ居ル次第デゴザイマシテ、先程中川委員ノ御言葉ニゴザイマシタ姪産婦ノ問題、姪婦ノ問題ト云フヤウナモノモ之ニ取上ゲテ

居ル次第デゴザイマス、今回私共ト致シマス
シテハ妊娠ヲ致シマシタナラバ、一定期間
ノ後ニ其ノ妊娠ノ確實ナコトヲ認メラル、時
期カラハ必ズ之ヲ届出ヲ致シマシテ、届出
ヲ致シマシタナラバ其ノ届出ニ依リマシテ
胎兒ヲ保護スル、立派ナ子供トシテ生レル
ヤウニ胎兒ヲ育テル、今日此ノ胎兒ヲ育テ
ル、母ヲ健康ニスル、安産ヲ確實ニスル、
確保スルト云フコトノ爲ニ十分ノ力ガ及ン
デ居リマセス、其ノ結果専門家ノ意見ヲ聞
キマスルト、其ノ結果三十數万ノ年々ノ胎
兒損失ガアル、斯フ云フコトデゴザイマス、
其ノ手ニ及ンデ居リマセヌ所フ今回手ヲ伸
バシマシテ、只今ノヤウニ届出デマスルト、
爾後必ズ之ニ對シマシテ體ヲ診斷ヲ致シマ
シテ、サウシテ胎兒損失ヲ起ス重大ナ原因为
其ノ方面ノ専門家ノ意見ニ依リマシテ略、重
點ガ定ッテ居リマス、其ノ重點ニ對シテ十分
ニ検査ヲ施行致シマシテ、サウシテ其ノ缺陷
ノ爲ニ胎兒損失ガ起ルト云フコトヲ防止シ
テ行ク、又安産ヲ保證致シマスル爲ニ適當
ナル保護ヲ加ヘテ行ギタイ、斯フ云フヤウ
ニ考ヘテ居リマス、即チ之ニ依リマシテ胎兒
ガ生レマスル前ニ同ジ體力手帳デハゴザイ
マセヌガ、是ト關聯致シマシテ胎兒ノマダ
胎内ニ居リマスル間カラノ健康履歴ヲ、斯
クノ如クニ致シマシテ今回ノ改正中ニアリ
マスル男子デアリマスレバ、二十五歳迄ノ間
ニ於テ健康履歴ヲ完成致シタイ、斯フ云フ
風ナ考ヘ方ヲシテ居ル次第デゴザイマス、併
シナガラ全部ガ健全ナ者デゴザイマセヌ、
病人デハナイ併シ先程申上ゲマシタヤウナ
修鍊或ハ鍛錬ト云フコトニハ耐ヘラレナイ
ト云フ體ノ人モアルノデゴザイマスカラ、
是等ノ人々ニ對シマシテハ先程申上ゲマシ

タ衣食住、業、其ノ他ノ改善指導措置ニ依リマシテ、速カニソレ等ノ人々ヲ修鍊ヲ受クルコトガ可能デアルト云フ體力迄ニ之ヲ引上ゲテ行クサウシテ其ノ指導ナリ措置ノ方針、又粗ヒ所ハ體力手帳ニ依リマシテ之ヲ判定ヲシテ、サウシテ健體ナラシメルト云フ風ニ致ス、其ノ役割ヲ是非保健所ニ擔當セシメタイト、斯ウ考ヘテ居リマス、從ヒマシテ保健所網ノ擴充強化ト云フコトヲ努メタイト考ヘテ居ル次第ゴザイマス、併シ更ニ國民ノ中ニハ本當ノ病人モ居リマスルシ、又當人ハ病者デナイト自覺致シタ者デモ、早期ニ之ヲ處理治療致シマスレバ健體トナリ得ルト云フ觀點カラシテ、速力ニ保健所ノ處置ヲ受クル人トナラシメル、少クトモ保健所ノ世話ヲ受ケテ行クダケノ體ニナラシメル、換言致シマスレバ治療ヲ即效的ニ期待スル、其ノ爲ニハドウシテモ今日ノ現狀以上ノ醫療ノ内容ヲ、治療ノ内容ヲ向上致シマシテ、從來ノ如ク唯病床ニ寢カセテ藥ヲ盛リ、サウシテ其ノ治癒ヲ待ツト云フヤウナ治療法、治療方法デナクテ、其ノ病症々々、其ノ時機刻々ノ病狀、及ビ其ノ周圍ノ環境ニ適應スル治療ヲ、ドシ／＼積極的ニ加ヘテ行キマシテ、出來ルダケ速カニ働ケル人ト爲スト云フ合理的ナ、換言致シマスレバ、日進醫學ヲ其ノ儘活用シタ、良イ治療ガ全國ニ普及シアルト云フコトガ前提的ノ要件トナッテ參リマスノデ、此ノ要請ヨリ生レ出マシタモノガ日本醫療團デアリマシテ、又國民醫療法案ヲ提出致シタ次第ゴザイマス、デ此ノ際チヨット長クナルノデアリマスガ、醫療團ニ付キマシテ、只今日本醫療團ト云フモノヲ考ヘテ、國民醫療法ノ中ニ、日本醫療團ト云フモノ

参考ニ一言日本醫療團ニ付キマシテ申上ゲ
タイト存ジマス、此ノ日本醫療團ハ、目的
ト致シマスコトハ、結核ノ撲滅ト、無醫地
域ノ解消ヲ目標ト致シテ居リマシテ、併
セテ只今申上ゲマシタ醫療内容ノ向上ヲ圖
リタイト云フノガ其ノ目的デゴザイマス、
業務ハ此ノ目的ヲ達成致シマスル爲ニ、先
づ結核療養所十萬床ヲ目標ト致シマシテ、併
茲ニ新タニ八萬床ヲ全國必要ナル土地ニ急
速ニ新設致シマシテ、之ガ經營ニ當リマス
ルト共ニ、無醫地域ニ對シマシテハ其ノ急
速ナル解消ヲ目指シマシテ必要ナル診療所
及ビ地方綜合病院ヲ新設致シマシテ、之ヲ
經營シタイ、斯ウ考ヘテ居ルノデアリマス
ルガ、單ニ是等ノ新設病院、診療所ヲ經營
スルト云フバカリデナクテ、既存ノ醫療機
關ヲモ或程度本團ノ經營ニ移シマシテ、中
央地方ヲ通ジタル最小限度ノ醫療組織體系
ヲ整備シテ、之ニ依テ醫療内容ヲ向上致シ
タイト、斯ウ考ヘルノデアリマス、最小限
度ノ醫療體系ヲ整備スルト申上ゲマシタ
ガ、ソレハ大體東京、大阪ニ專門的ナ綜合
病院ヲ一箇所ヅツ、道府縣廳所在地ニ道府
縣綜合病院ヲ一箇所ヅツ、道府縣内ノ樞要
ナ地域ニ地方綜合病院ヲ、更ニ其ノ下部系
統ト致シマシテ無醫村ニ地方診療所又ハ其
ノ出張診療所ヲ必要ナル限度ニ於テ經營致
シテ、之ニ該當スルモノハ本團ノ經營ニ移
管セシムルモノダト云フヤウナ考ハ毛頭
持ツテ居ラナイノデゴザイマス、只今申上ゲ
マシタ此ノ組織整備上必要ト認メラル、モ

ノダケヲ統合スル方針デゴザイマス、從ヒ
マシテ尙醫療社會事業施設、例へバ公益法
人或ハ慈善病院トカ云フヤウナ特殊性ノア
ル醫療機關ト云フモノヲ、之ヲ日本醫療團
ニ統合スルト云フ考ハ持ツテ居ラナイノデ
ゴザイマス、然ラバ如何ナル方法ヲ以テ統
合スルヤト申上ゲマスルト、買收、借受、
現物出資等ノ途ヲ考ヘテ居ルノデアリマシ
テ、勿論統合ニ付キマシテハ當事者間ノ協
議ニ依ツテ方法、條件等ヲ決定スルト云フ考
デゴザイマス、併シ體系整備ノ爲ニドウ
シテモ統合ガ必要ダト云フモノデアリマシ
テ、而モ當事者間ノ協議ガ整ハナイト云フ
ヤウナ場合ガザイマスレバ、ソレハ主務
大臣ニ於キマシテ官民合同ノ審査機關ノ審
議ヲ經テ、必要ナル決定ヲナスコトガ出来
ル途ヲ開イテ居ルノデザゴイマス、勿論統
合ハ何處迄モ當事者間ノ協議ニ依ツテ圓滿
門ト結核ノ部門トヲ二ツニ分チマシテ、之
ヲ經營スル考デアリマシテ、一般醫療部門
ニ付キマシテハ大體收支ハ償フト云フ方針
デゴザイマスルガ、結核ノ部門ニ付キマシ
テハ、其ノ性質カラ考ヘマシテ、當然收支
相償フト云フコトヲ期待スルト云フコトガ
困難デアリマスルノデ、是ハ相當ノ赤字ノ
出來ルコトモ豫想セザルヲ得ナイヤウナ次
第アリマスルノデ、之ニ對シマシテハ政
府ニ於キマシテ毎年度必要ナル補助ヲ爲ス
ト云フコトニナツテ居リマス、斯ウ云フ姿
ノ日本醫療團ガ、開業醫トハ然ラバドウ云
フ關係ニナルデアラウカト云フ問題ヲ一言
申上ゲマスルガ、日本醫療團ト開業醫トノ
關係ニ付キマシテハ、現在ニ於キマシテモ

開業醫ノ外ニ各種ノ體系ニ依ル醫療機關ガ
錯綜シテ存在致シテ居リマシテ、而モ兩者
ノ關係必ズシモ圓滑ニハ參ツテ居ラナイノ
スルノミナラズ、將來醫療團ハ開業醫ニハ
協力シ、又必要ニ應ジマシテハ其ノ要求ニ
基ク指導ノ任ニモ十分當ルト云フヤウナ考
デ居リマス、又醫療團所屬ノ醫師ハ開業醫
ト同一立場ニ於キマシテ醫師會ノ會員ト
ナルノデアリマス、日本醫療團ハ出來ル限
リ開業醫竝ニ醫師會ト協調セシメテ行ク考
ナノデゴザイマス、從ヒマシテ總裁以下役
員ノ選任ト云フヤウナモノニ付キマシテモ、
今日具體的ニ考慮ハ致シテ居リマセヌガ、
其ノ選任ヲスル方針ト致シマシテハ醫界ノ精
全體ニ信望アリ、且本團ノ事業ノ經營ノ精
神カラ見マシテモ最適任者ト云フモノヲ廣
く視野カラ簡拔致シタイ、斯ウ考ヘテ居ル
ヤウナ次第デゴザイマス、只今申上ゲマシ
タルヤウナ此ノ日本醫療團ト云フモノガ生
マシテ、先程申シマシタヤウナ時局ニ即應ス
ル、而モ合理的ナ醫療ヲ全國ニ普及スルト
云フ必要カラシテ斯ウ云フ考ヘ方ニ及シ
次第デゴザイマス、併シ體力手帳ガ先程申
上ゲマシタヤウニ整備致シマシテ、又保健
所網ノ活動ガ敏活トナリ、又只今申上ゲマ
シタ適正ナル醫療ノ普及ト云フコトガ出來
マスト、之ニハ下ウシテモ根本ガ醫師ノ活
動ト云フコトガ根本トナリマス、又先程カ
ラ申上ゲマシタガ、國家目的ヘノ醫師ノ協
力ト云フコトガ可能ナルガ如キ醫界體制ヲ
必要トスルノデゴザイマシテ、國民醫療法

中ニ醫療ノ監督指導、或ハ醫術ノ修習、鍛
成トカ、或ハ醫師ノ本分トカ、或ハ醫師會

リ開會致シマス

○河原田穂吉君 ソレデハ私ハ日本醫療團

ノコトニ關シテ少シ御尋ラシテ見タイト思
ヒマス

ト云フヤウナモノニサウ云フ意味カラ規定

ヲ加ヘタ次第デゴザイマス、即チ國民體力

ヲ大東亞共榮圈確保ノ、此ノ要請ニ即應ス

ルダケノモノト爲スト云フ大目標ニ向ヒマ

シテ現行ノ國民體力法ヲ改正スル、之ヲ國

民體力ノ向上ノ根本法ト致ス、併シ國民ノ

中ニハ病弱者ガ居ルノデゴザイマスカラ、

之ヲ速カニ健體ト致シテ國家有用ノ材タ

ラシムルト云フ上カラシテ、國民醫療法案

ヲ提出致シテ居ルヤウナ次第デゴザイマシ

テ、今回豫算面ニ計上致シテ居リマスルモ

ノハ、此ノニツノ大キナ線ニ沿ヒマシテ、

先程カラ申上ゲマスルヤウナ體力検査、或

ハ檢診、或ハ其ノ療養ニ對シマスル指導デ

ゴザイマストカ、或ハ其ノ他特殊ノ結核豫

防、花柳病豫防、或ハ其ノ他特殊ノ病氣ニ

對シマスル豫防デゴザイマストカ、或ハ社

會保険擴充ニ依リマシテ醫療ノ適正ナル普

及等ヲ各方面ニ普及スルト云フヤウナコト

ヲ考ヘ、國民健康保險法ノ如キモ全農村ノ

者ヲ悉クヲ強制加入トシマスル迄ニハ色々

マダ準備ヲ要シマスルヤウナ譯デゴザイマ

スノデ、今回法律改正案ニ出シマシタ程度

ニ止メマシテ、併シ出來ルダケ廣く國民ニ

此ノ恩典ニ均霑セシムルト云フ風ニ考ヘテ

參リマシタヤウナ次第デゴザイマス、只今

ノ御尋ニ關聯致シマシテ綜合的ニ御答ヘ申

上ゲマシタ

○委員長(公爵島津忠承君) ソレデハ是デ
休憩致シマシテ、午後一時半ヨリ開會致シ
マス

午後零時九分休憩

サウ云フ方面ニ對スル所ノ御考ヲ承レバ

幸ダト存ジマス

○國務大臣(小泉親彦君) 只今大東亞共榮圈ニ國民ノ進出ニ伴フ血ノ純潔ヲ保ツコトニ付テ必要ノアルコトヲ御述ニナリマシタ、全然御同感デゴザイマス、政府ト致シマシテモ此ノ點ハ夙ニ取上げマシテ、色々今日ヤツテ居リマスル作戦ノ現状、又將來ヲ見透シマシテ國民ノ南洋ニ於ケル生活ノ上カラ考ヘマシテモ、是ハ非常ニ大キナ問題デゴザイマスルノデ、人口政策上カラ之ヲ取上ゲマシテ、何處迄モ只今ノ御説ニアリマシタヤウナ純潔ヲ保ツテ行ク、而シテ我ガ國民ハ其ノ指導的、中核的存在トシテ大東亞ノ共榮ヲ確保シテ行クト云フ積リデ研究ヲ進メテ居リ、又ソレガ爲ノ適當ナル措置モ作戦軍ニ、今日直グ必要ナモノハ取上げテ指揮致シテ居ルヤウナ次第デアリマス。

○松井茂君 尚重ネテ承ツテ置キマスガ、此ノ南洋ノ土民ナンゾニ對シテ、其ノ土地ノ慣習ヲ能ク参考ニ致シマシテ、サウシテ畫處セネバナラヌノハ是ハ言フ迄モナイノ

論デアリマスガ、斯ウ云フ場合ニ於テ此ノアリマセウガ、或ハ同仁會或ハ赤十字ト云々

タヤウナモノガ、軍ノ方ノ事ニ對シテハ無接サウ云フコトハオヤリニナッテ居ルノデ

アリマセウガ、或ハ同人會或ハ赤十字ト云々ルガ、序ニ此ノ問題ニ對スル御意見ヲ承テ置キタイト思ヒマス

○國務大臣(小泉親彦君) 只今ノ御説御尤

モデゴザイマス、今日ハ何ト申シマシテモ

作戰中デゴザイマス、併シ作戰中デアルカラ其ノ儘ニシテ置ケバ宜イト云フ積リハ全然ゴザイマセヌ、既ニ厚生省ト致シマシテモ軍ト一體トナリマシテ、今御示シノヤウナ點ニ付キマシテハ、既ニ作戰軍内ニ於テ

一體トナツテ出來上リマシタ只今申シタヤウナ方針ニ付テ民情ト申シマスカ、彼等ノ風俗慣習、又ソレニ對シテノミナラズ有ラ

ユル方面カラ多角的ニ觀察シマシタ生活各場面ヲ綜合的ニ見マシテ、之ニ對シテ醫療

ト云フヤウナ問題ニ對シマシテモ善處スルヤウニ特別ノ手配モ致シテアルヤウナ次第

デゴザイマシテ、今後軍政ノ次ニ來ルベキモノニ對スル有力ナル資料、又ソレノ基礎

トナラシムルト云フ氣持デ只今進シテ居リ

マス、又同人會、赤十字社等ノ進出、是ハ當然考ヘラレル問題デゴザイマスガ、今日ノ

所ハ同仁會ハ南支迄ト云フコトデ措置サレテ居リマス、即チ海南島迄デゴザイマス、

併シ今回ノ作戰地域等ノ既往ニ於ケル色々關係等モ睨ミ合シテ、日本赤十字社ト云フ

モノノ活動が非常ニ期待セラレルモノデゴ

ザイマシテ、此ノ點ハ今日既ニ軍、外務等

ト密接ナ諒解ノ下ニ適時適當ナル措置ヲ講

ズベク準備ヲ致シテ居リマス、左様御承知

願ヒマス

云フ風ニシタ結果、或ハ齶齒ガ殖エテ來

ニ依リマシテ女子モ二十歳迄ト云フ御話

デ、現在ハ男子バカリニ限ルト云フ御話デ

ヒタイト存ジマス、ソレニ付テ男子ハ先程

大員ノ仰セラル、所デハ、國策ニ副ツテ頑健

ナ丈夫ナ者、何時モ戰爭ニ出ラレルシ、

又銃後ノ生產方面ニ大イニ活躍出來ルヤウ

ナ體質ヲ備ヘルヤウニシテ行キダイ、ト云

フヤウナ御話デゴザイマスガ、又女子ニ付

キマシテハ私ノ察スル所ニ依ルト、是ハ勞

務モ必要カモ存ジマセヌガ、更ニ將來ノ子

孫ヲ繁榮サセル上ニ於テ、大イニ產メヨ殖

ヤセヨト云フ標語ノアル如ク進マネバナラ

スト思ヒマス、從テ男子ト女子ノ間ニ於ケ

ル體格検査、又體位向上ノ上ニ於テモ自ラ

差ガアルヤウニ存ジマスガ、其ノ邊若シ御

示ガ出來マスレバ伺ヒタイト思ヒマス、ソ

レカラ第一點ハ、此ノ昭和十五年度體力檢

査成績概要ノ中ニ記載シテゴザイマス病氣

ノ中ヲ見マスルト、齶齒ガ非常ナ率デ出テ

害トカ、サウ云フコトガ延イテ起ル關係上

ノデゴザイマセウカ、齶齒ハ健康ニ大シテ影響

ハナイト思ヒマスガ、矢張リ消化器官ノ障

又手當ガ悪いニ斯ウ云フ風ニナッテ居ル

ノデゴザイマセウカ、昔ハ鹽位デ

ザットヤツテ置イタノガ、現在デハ固イ毛ノ

「ブランシ」ヲ使フトカ、軟イ「ブランシ」ヲ

ハ、就中重大ナ闘心ヲ持テ居リマスノハ、

方デモ宜シウゴザイマス、其ノ第一點ハ先

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

場合ニ如何ナル市民病院ガ移管サレルノデ
セウカ、斯ウ云フコトヲ具體的ニ先ツ以テ
御説明ヲ願ヒタイト思フノデアリマス
○國務大臣(小泉親彦君) 只今自治體ノ厚
生事業ヲドウスルカト云フ御話デゴザイマ
スルガ、此ノ諸般ノ厚生事業ハ極メテ國ノ
發展ノ上ニ重要ナモノデゴザイマシテ、是
等ハ益々育成シ、其ノ發展ヲ冀フノミデアリ
マシテ、是等總ノモノヲ直チニ國ガ自ラ爲
スト云フヤウナ考ヘ持ツテ居リマセヌ、從ヒマ
シテ先程來色々御述ニナリマシタ社會事業的
施設トシテ御建ニナリマシタ病院等ヲ統
合スル意思モ全然持ツテ居リマセヌ、然ラバ
先程御述ニナリマシタヤウナ「カード」階級
ノ者等ニ對シテハ、唯自治體ノヤル儘ニ委シ
テ置クノカト云フ御反問モアルト思ヒマス
ガ、決シテサウ云フ氣持ハ持ツテ居リマセ
ヌノデ、今回提出致シマシタ國民健康保險
法中改正法律案、又先般公布ヲ見マシタ醫
療救護法ト云フヤウナモノ活用ニ依リマ
シテ、一層自治體ノ厚生事業ト相並行シテ
其ノ完璧ヲ期シタイ、斯ウ考ヘテ居ル次第
デアリマス、而シテ東京市立ノ具體的ノ病
院ニ對シテ、具體的ノ説明ヲ求メルト云フ
御話ニ付キマシテハ、今私此處デ一々申上げ
ル準備ヲ致シテ居リマセヌ、併シ只今申上
ゲマシタ趣旨ニ依リマシテ處シテ行キタイ
ト存ジテ居リマス

○小坂梅吉君 極メテ抽象的デ、私ノ質問
ノ要點ニ御答ガナイヤウデアリマス、此ノ
團ヲ發案ナサル以上ニハ、少クモ六大城市
ニ對シテ相當ナ調査研究ヲ遂ガラレテ、此
ノ團ノ案ガ通過スレバ是レーハ直チニヤ
ルベキ筋合ノモノダト云フ位ナ御用意ガ
アツ然ルベキモノデナインデアリマセウ
○政府委員(加藤於菟丸君) 只今ノ御答デ
ゴザイマスガ、今朝程河原田委員カラノ御
要求ニ依リマシテ、アラマシノ業務計畫ノ
豫定ヲ差上げテアルノデゴザイマスガ、具
體的ニ東京市ノ市立病院ニ付キマシテ、之
ヲ其ノ儘統合致シマスカドウカト云フ問題
ニ付キマシテハ、只今ノ所デハ市立一般病
院ニシテ、直チニ醫療團ニ統合ヲ致スト云
フ目論見ノモノハゴザイマセヌト御答ヘシ
タ方ガ適當カト存ジマス

○小坂梅吉君 ヨク分リマシタ、直チニ統
合スルノ意思ハナイケレドモ、將來ニ於テ
ハ是ハ未確定ノモノデゴザイマスナ
○政府委員(加藤於菟丸君) 日本醫療團ハ
五箇年ノ計畫ヲ以チマシテ、御手許ニ配付
申上ゲマシタヤウナ資金ニ依リマシテ、一
タルモノヲ交通營團ニ統合スル、又東京電ハ
昔阪谷市長時代ニ東電ト日電ノ私立會社ガ
個人デ高イ電燈料ヲ取ル、市民生活ヲ脅ス
ト云フコトデ奥田サンハ東京市配電事業ヲ
起シタ、サウシテ此ノ電燈料ヲ下ゲタノデ
アリマス、而シテ奥田サンハ三年協定ト云
フ、所謂市民本位ノ電燈料ヲ協定シテシマッ
タノデアリマスガ、其ノ配電問題ダツテ矢
張リ國家ノ都合ダト言ツテ國デ統合シタ、長
年、東京市民ノ爲ニ働イテ來タ配電業者ハ
御國ガ入用ダト言ヘバ直ダ統合スル、此ノ
ヤウナ官僚政治ガ強化サレル時デアルカラ、
私ハ將來ニ付テノ見透シヲ伺フノデアリマ
ス、尙一點伺ツテ置キタイノハ、結局肺結核
ノ療養所ダケハアナタノ方テ統合スル御意
思デアリマスネ、サウスルト他ノ病院ハ別
ニ付テ非常ニ關心ヲ持タレル、アナタノ方
イマスマイト考ヘテ居ルノデアリマス
○小坂梅吉君 此ノ點ハ將來自治制ノ運用
デシカカリ從來ノ社會事業ノ病院ハ統合シ
ナイ積リダトハツキリ言ツテ下革レバ、ハ
キ將來ニ於ケル市ノ經營ト云フモノハ立
シ付テ非常ニ關心ヲ持タレル、アナタノ方
ドウナルノデアリマスカ

○政府委員(武井群嗣君) 只今御指摘ノ委
託ノ病院ノ如キ民營デ致シテ居ルモノニ付
キマシテハ、日本醫療團ニ之ヲ統合シナイ
ニ委託シテ居ルノデアリマス、市ガ三千人
ノモ是等ノモノヲ療養シテ居ル、此ノ始末ハ
ニシキリ、サウスルト現在ニ於ケル、
キマシテハ、日本醫療團ニ之ヲ統合シナイ
ニ付テ非常ニ關心ヲ持タレル、アナタノ方
ドウナルノデアリマスカ

○小坂梅吉君 サウスルト現在ニ於ケル、
市ガ民間病院ニ委託シテアル三千ノ患者ノ
始末ト云フモノハ付カナイノデアリマスネ、

ソレデハ團ヲ作ル趣旨目的ニ反シハシマセ
スカ

療養所ヲ醫療團ニ統合致シマスル趣旨ハ、格別是ハ東京市ト縁ヲ切ッテシマヒマスル譯デ

カラ、マアスウ云フヤウニ統合スルト云フ
コトニナリマスト、例ヘバ結核豫防會ダト

國策トシテ統一スルト云フコトノ建前デアルト云フコトニナリマスガ、片ツ方ハヤラナル

○政府委員(加藤於菟丸君) 只今御尋ノ此ノ委託患者多數ノモノニ付キマシテハ、成ルベク速カニ醫療團ノ手ヲ以チマシテ新設

モゴザイマセズ、矢張リ東京市民ノ療養施設トシテ東京市ニ存續致シマスルノミナラズ、此ノ既存ノモノハ東京市デ引續キセシ

カ、濟生會ダトカ云フヤウナ所ニモ矢張リ
結核ノ診療所ガアルデセウ、ソレヲ何故ニ
統合シナイノデスカ

イデ、公共團體ノモノダケヤルト云フノハ……御承知ノ如ク公共團體ハ法規ニ依ツテ國家ノ機關デアリマシテ、財政ノ上カラ言

マスガ、其ノ間若干ノ期間ニ於キマシテハ、矢張リ從前通り東京市ニ於キマシテ、引續キ委託ヲ續ケテ行カレル等ノ方法ヲ考ヘマス。

ルト云フ兩建ニナリマスルコトハ、公立若シ
クハ之ニ準ズベキ國ノ醫療、結核施設ノ將
來ノ運營上各種ノ觀點カラ致シマシテ、却

(政府委員 加藤芳樹文系) 総核ノ詔勅發行
關ハ、經營主體ガ御話ノヤウニ相當現ニテ
レテ居リマシテ、現下重大ナ問題デアリマス
スダケニ、各方面共ニ力ヲ注イデヤツテ居

テ、團ガ一億ノ資本デヤルヨリモ公共團體例ヘバ東京市ダケノ問題デハナイ、六六都市ノ重大ナ關心ヲ持ッテ居ルコトデアル、大

○小坂梅吉君 詰リ東京市ガ設備完全ナ療養所ガナイカラ、氣ノ毒ナ患者ヲ私ノ病院へ委託シテ診療ヲ御願ヒシタ、處ガ完全ニ

テノ都合スルル場合多ハ口未ハマハ
モノト雖モ統合シ、新設ノモノト睨ミ合ハ
セマシテ經營ヲ致シテ參リタイ、而シテ其

ル現狀テニサイマスルが、醫療團ト致シテ、
シテハ、差向キ全國ニ十萬「ベツド」ノ療養
施設ヲ設ケマシテ、之ヲ全國的ニ統合經營
シテ參リマスルコトヲ一つノ目的ト致シシテ

都市ニ委シテ體ハ外方ガ去テ利ハノ方デ監督指導シテヤツタ方ガ宜インシデヤナイカ、餘計ナ手數ヲ掛ケテ團ガ御世話シナイデモ、永年今迄貴イ経験ト歴史ヲ持ツ

治療ハ由來ル病院ノ國ガ取テシハテ不完
全ナ病院、而モ是ハ私立病院ニナリマスカ
ラ算盤ヲ採ツテノモノデアリマスカラ、患者
ニ對スル待遇ハ市ノ直營ノ療養所ヨリ惡イ
ト云フコトハ世間周知ノ事實デアリマス、
斯様ナ憫ムベキ三千ノ患者ヲ放ツテ置イテ、
完全ナル所ノ病院ダケヲ國ガ取ルト云フコ
トハ理窟ニナラナイト思ヒマスガ……

○小坂梅吉君 尚續イテ伺ヒタイト思ヒマ
ス、サウ致シマスルト、此ノ團ノ目的ト云
ナリマシタ者ノ治療對策トシテハ、極メテ
重要ナ點デハナカラウカト考ヘテ居ル次第
シテ出來ルダケ速カニ増設ヲ圖ツテ參リマ
スルコトガ今日結核對策、就中結核患者ニ
シテ出来ルダケ速カニ増設ヲ圖ツテ參リマ
スルコトガ今日結核對策、就中結核患者ニ
シテ出来ルダケ速カニ増設ヲ圖ツテ參リマ

ハ居リマスルカ、結核施設全部民間位ナモノヲ一手ニ收メテ參リマスルコトハ、其ノ適否ニ付テモ十分考慮ノ餘地、研究ノ必要モゴザイマスルシ、實際問題ト致シマスルシテハ、直チニ左様ナコトヲ致スコトハ寧ロ差控ヘタ方ガ宜シカラウ、斯様ニ考ヘテ居リマスルノデアリマス、從ヒマシテ濟生會其ノ他ノモノハ、其ノ方面デ今後一段ト

○政府委員（加藤於菟丸君）一應御尤モノ
ヤウニモ拜承スルノデアリマスガ、醫療團

○政府委員(加藤於菟丸君) 医療團ヲ設立 フモノハ結核ニ重點ヲ置イタ譯デスナ

力ヲ注イ、デ戴クコトニ致シマシテ、唯醫療團設立後ニ於キマシテハ、各機關トノ連絡

ハ今日迄ノ實績カラ考ヘマシテ、急速ニ結核ノ療養施設ヲ増加致シマスルコトヲ一ツノ重要ナ目標トシテ居ルノデアリマシテ、從ツテ之ヲ東京市ニ付テ申上ゲマシテモ、新タニ八萬「ベッド」ヲ作リマス以上、其ノ中相當ノモノガ矢張リ東京市民ヲ對象ト致シテ新設セラレ、ソレカラ只今御述ニナリマシタヤウナ不自由ナ、不都合ナ療養生活ヲ忍ンデ居リマス人々ノ爲ニモ、一日モ速カニ新設ノベッド」ニ之ヲ收容スル手段ヲ講ジタイ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ル次第デアリマスガ、既存ノ東京市ノ持ツテ居リマスル公立ノ

致シマスル目的ニ付キマシテハ、午前申大
臣ヨリ御説明申上ゲマシタヤウニ一面ニハ
結核ノ撲滅、一面ニハ無醫地ノ解消ト云フ
ヤウナコトヲ目標ト致シマシテ、併セテ醫
療内容ノ全國的、一般的ノ向上ヲ企圖スル
ト云フヤウナ風ニ考ヘテ居ルノデゴザイマ
スルガ、現下ノ事情ニ鑑ミマシテ、結核撲
滅ト云フ此ノ目的ニ、極メテ重點ヲ置イテ
居リマスルコトハ御尋ノ通リニ考ヘテ居ル
ノデアリマス

ト云フヤウナ方面ニハ十分ノ注意ヲ拂ッテ行クコトガ大切ヂヤナカラウカト存ジマス〇小坂梅吉君 サウ致シマスト、今申上ゲ夕濟生會其ノ他ノ結核診療所ハ團ニハ統合シナイ、唯連絡ヲ密ニシテ結核撲滅ノ爲ニ邁進シヨウ、斯ウ云フノデスナ、サウシタモナラバ何故矢張リ公共團體ガ今迄ヤッタモノヲアナタノ方デ差控ヘテ、アナタノ方デハ監督官廳ダカラ十分監督指導シテ、何モ統合スル必要ハナインヂヤナイカ、ソコニ矛盾ガアリハシナイカ、一體全體皆、濟生會デモ何デモヤルト云フノナラバ、ソコニ

テ居ルモノデゴザイマシテ、之ヲ然ラザル
他ノ結核施設ト較ベマスト、其ノ本質ニ於
キマシテ先ヅ相當異^{ツタ}モノト考へザルヲ
得ナイノデアリマス、即チ公ノ必要ニ依リ
マシテ、或ハ國家ノ必要ニ基キマシテ國家
ノ助成ノ下ニ設置、經營ヲ致シテ居リマス
ルモノデゴザイマスル點ニ於キマシテ、他
ノ施設トハ其ノ性質ヲ異ニ致シテ居ルノデ
アリマスガ、今後ニ於キマシテハ國ガ一億
ヲ出資致シマシテ、先ヅ五箇年間ニ十萬「ベツ
ト」獲得ヲ目標ト致シマシテ、大々的ニ結
核療養施設ノ擴充ヲ圖ル、即チ從來ノ方法

ニ依らずテハ必ズシモ速カニ此ノ目標ガ實現
困難ト考ヘラレマスルノデ、纏メテ一億圓
ノ金ヲ醫療團ニ出資シマシテ、此ノ資金ヲ
以チマシテ急速ニ「ベッド」ノ急設ヲ圖ルト
云フ、今後斯様ナ方式、國策ヲ實施シテ參
リマス以上ハ、既存ノ只今申上げマシタヤ
ウナ性質ノモノニ對シマシテ、引續キ從來
通リノ國庫補助等ノ途ヲ講ズルコトハ、形
ノ上カラ行キマシテモ困難ト相成ツテ參ル
コトデモアリマスシ、殊ニ本質ガ斯クノ如
キ既存ノ療養所ハ寧ロ此ノ際將來新設致シ
マスル醫療團ニ統合致シマシテ、併セ經營
スルコトガ最モ一體トナツテ目的ヲ達成致
シマスル上ニ適當デアル、斯様ニ政府ハ考
ヘマシタ次第デゴザイマス

○政府委員(武井群嗣君) 濟生會病院、結核豫防會附屬ノ病院等ヲ統合シナイカト云フ御尋カラ發シマシテ、色々御答へ致シタ
譯デアリマス、濟生會ニ付キマシテハ、結核豫防會ニ付キマシテハ、特別
ナ目的ノアルコトハ御承知ノ通り、其ノ御
趣旨ニ依ツテ進メルノガ適當ト思ツテ居リマ
ス、結核豫防會ニ付キマシテハ、結核豫防
ノ事業ヲ進メル爲ノ研究機關デアリマスル
ノデ、此ノ儘ニ進メテ、研究ヲ一層深ク掘
リ下ダサセルヤウニスルコトガ適當ト思ツ
テ居ル譯デアリマス、斯様ナ譯デアリマスル
ノデ、第一ノ御尋ニ對スル御答ハ濟ングト
思ヒマスルガ、其ノ後ニ御話ニナリマシタ
公共團體ニアルモノヲ取ラヌデモ宜イデナ
ナイカ、監督サヘスレバ宜イデヤナイカト
云フ御趣旨ノヤウニモ拜聽致シタノデアリ
マスガ、成ル程監督スレバ宜イト云ヘ
今加藤政府委員ヨリモ繰返シテ述べマシタ
ナイカ、監督團ノ由來ト致シマシテハ、結
核ノ撲滅ト無醫地域ノ解消ヲ目的ト致シ
マスルガ、併セテ醫療内容ノ向上ヲ圖ラウ
ト云フコトニ大キナ目的ヲ存シテ居ル譯デ
アリマス、先程申シマシタヤウニ、今日迄
公立ノ結核療養所等ニ付キマシテハ、政府
ハ所謂監督指導等ヲ致シテ居リマスケレド
モ、今日迄ノ實情ニ鑑ミマスルト、結核ノ
ル點モアリマスルシ、ソレカラ 結核ノ非常ニ多
ニ付キマシテハ、マダ遺憾ノ點ガ尠カラズア
ル譯デアリマス、勿論只今其ノ數ノ不足シテ居
ナケレバナラヌニ拘ラズ、經濟上ノ負擔ニ

相當アル譯デアリマスカラ、全國的ニ見マシテは堪ヘ兼ネテ、療養所ノ設備等ガ少イ地方
是カラ豫防施設ガ欲シイ、療養所ヲ急速ニ建テナケレバナラスト云一所ニ、地方公共團體ニ委シテ居ツテハ出來ニイ、ソレデ全國ヲ打ッテ一丸トナシテ醫療團ヲシテ爲サシルト云フコトモアリマスルガ、モウ一ツ、醫療内容ノ向上ト云フコトニ付キマシテハ先程申シマシタヤウニ、官營ト云フコトダケデハドウシテモ結核豫防撲滅ニハ足ラノノデアリマス、私共之ヲ常ニ有機體或バ體系ト申シテ居リマスガ、斯様ナ見地カラニ言ヒマスト、今日地方ニアリマスモノハ體力或ハ手足カト云フモノデアリマシテ、今日ノ實情ハ實ハバラヽニナッテ居ルノデアリマス、是等ノ胴體、手足等ニ更ニ頭脳ヲ附ケテ、サウシテ隅々迄ノ豫防施設ニ對シマシテ此ノ療養ノ方法ヲシテヤリタイ、即チ醫療内容ノ向上ヲシテヤリタイト云フノデアリマス、是モ監督デ出來ルデヤナイカラト仰シヤルナラバソレ迄デアリマスガ、今日ノ地方公共團體ノ實情デアリマスレバ、例ヘバ此ノ療法ガ宜シイ、或ハ斯ウ云フ藥ガ宜シイト云フヤウナコトガ研究ノ結果發見サレマシテモ、之ヲ各地方公共團體ニ於キマシテハ専門的ノ研究機關ヲ持チマシテ、全醫界ヲ總動員致シマシテ是等ノ研究工夫ヲ致シ、其ノ結果ヲ直チニ津々浦々ノ治療所迄ニモ及スト云フコトガ必要ナ譯アリマスノデ、醫療團ト致シマシテノ其ノ

目的ニ醫療内容ノ向上ト云フコトヲ掲ゲマシタノハサウ云フ意味デアリマス、左様致シマスルナラバ、公共團體ニ委シテ置クヨリモ一層效果ノアルコトガ出來ルグラウト思フ、旁、各府縣ノ實情ニ於テ醫療上施設ベクシテ爲シ得ナイ地方モ相當アル譯デアリマスルカラ、是等ヲ見計ラヒマシテ、茲ニ日本醫療團ト云フ組織ヲ考ヘテ、之ニヤラセヨウト云フ譯デアリマス、ソレナラバ國ガヤレバ宜イデハナイカト云フコトハ、ソレモ一ツノ考案デアリマスケレドモ、國家ガ直接ニ斯様ナコトヲスルト云フコトハ、理想ハ結構デアリマスケレドモ、實際問題トシテナカヽ手ノ及ビ兼ネル所モアリマス、一面ニ於テハ開業醫ノ心カラノ協力ヲ俟タナケレバナリマセヌノデ、國家ガヤルト云フコトニ付テハ特ニ慎重ナル考慮ヲ要スルコトデアリマスカラ、所謂醫療團營ト云フ考ハ全然持タズ、サレバト言シテ地方公共團體ニ委シテ居ツテモ、イカヌ譯デアリマスノデ、茲ニ特別ノ法人ヲ作り、相當ノ資金ヲ持ツテ、サウシテ全醫界ノ協力ヲ求メツ、結核豫防撲滅ノ醫療内容ノ向上ヲ圖リタイト斯様ニ考ヘタ次第デアリマス。

○小坂梅吉君 大體ニ御答辯ニ依リマシテ了承、満足ハ致シマセヌケレドモ、稍、分ツタノデアリマス、世間デ斯ウ云フコトヲ言フノデスガ、ソレニ付テ率直ナ御答ヲ願ヒタイ、今日ハ政府ガ營團々々ト言ツテ色々ナ營團ヲ作ツテヤルモズデノカラ、一方デハ……是ハ營ノ字ガ抜ケテ居リマスガ、營團ミタイナモノデハナイカ、一體豫算ニモ關係ガアリマスケレドモ、此ノ根本ハ一億ノ資金ヲ政府ガ出シテ、サウシテ又ソレニ對スル五倍ノ融通ガ付クノデアリマスガ、是ハ自給自

足デ行クノデアリマスカ、或ハ足リナイ部
分ハ國家ガドシヽ出シテヤル積リデスカ
○政府委員(武井群嗣君) 卒直ノ御尋ニア
リマスノデ卒直ニ御答ヘ致シマスガ、實ハ相
當近年營團ト云フ新シイ法制ガ生レテ居リ
マシテ、事業ヲヤッテ居リマスコトハ御話ノ
通リデアリマス、此ノ醫療團ヲ考ヘルニ付キ
マシテモ、醫療營團ト云フヤウナ考デ行カウ
カト云フコトモ當初ハ考ヘテ見タノデアリ
マスガ、醫療ニ付キマシテ醫療營團ト云フ
字ヲ使フコトハ、假令法制上ノ見地ニ於テ
差支ナイト致シマシテモ、今御話ノヤウナ
誤解ナリ、批評ナリスル向モアルコトデア
リマスノデ、特ニ醫療營團ノ營ノ字ヲ避ケ
マシテ、日本醫療團ト云フツノ固有名詞
ヲ作ルコトニ致シタノデアリマス、學者ガ
之ヲ研究スルコトニナリマスレバ、或ハ營
團ト云フツノ範疇ノ中ニ入ルカモ知レマ
セヌ、併シナガラ私共ノ立案致シマシタ心
ヲ作ルコトニ致シタノデアリマス、從ヒ
持ハ、飽ク迄モ其ノトモスルト世間ニ噂ノ
アリマスヤウナ營團ト云フヤウナ考ヲナク
シヨウ、ソレニハ文字カラナクス方ガ宜力
ラウト云フ考カラ參タ譯デアリマス、從ヒ
マシテ日本醫療團ニ付キマシテハ政府ノ出
資一億、之ニ五倍スル醫療債券ヲ發行致シ
マスガ、サウシテ一般診療ト結核ノ豫防對
策ハ致シマス譯デアリマス、一般診療ニ付
結核ヲヤッタラ宜イデヤナイカト云フ說モ
キマシテハ大體收支償フ見込デアリマス、
結核ニ付テハ固ヨリ收支ガ付カナイ積リデ
アリマス、ソコデ一般診療デ儲ケタモノデ
結核ヲヤッタラ宜イデヤナイカト云フ說モ
ナイ譯デハナイノデゴザイマスケレドモ、
斯様ナコトハ國民ニ適正ナル醫療ヲ與ヘ得
ル上ニ於キマシテハ宜シクナイコトデゴザ

般診療ノ方ハ一般會計致シ、飽ク迄モ收支償フト云フ所ヲ限度ト致シマス、結核ノ對策ニ付キマシテハ之ヲ特別會計ニ致シマシテ經營スル積リデゴザイマス、從ツテ結核ノ診療ニ付キマシテハ固ヨリ損失ガ出ル譯デアリマス、此ノコトハ當初ヨリ豫定致シテ居リマスノデ、其ノ不足ニ付キマシテハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於キマシテ、政府ヨリ日本醫療團ニ補助スルコトニナッテ居リマス、ソレナラドレ位補助スルカト云フコトモ出ル譯デアリマスガ、初メカラ幾ラノ補助スルト云フコトヲハツキリ致シテ置キマスト、又之ヲ經營スル者ガ幾ラ損失シテモ構ハナイノダカラト云フ、放漫ナル經營ヲスル虞モアリマスノデ、此ノ補助金ニ付キマシテハ毎年度豫算編成ノ際ニ考慮スルト云フ建前ヲ執ツタ譯デゴザイマス
○小坂梅吉君 ケレドモ國ガ金ヲ支出スルノデ、政府當局デモアラマシ年度ニ於テ幾ラ位出スト云フ見透シガナケレバナラスト思フ、例ヘバナタノ方デ豫算ヲ組ム上ニ於テモ幾ラ位、ソレハ祕密會ニシテモ宜シウゴザイマスガ、幾ラ位年國カラ支出スルコトニナルノデスカ、結核ノ方ニ付テ……、是ハ國ノ財政ニモ關係スルコトデゴザイマスカラ……

ルコトニナリマス、左様ニ致シマシテ愈々、七月ニナリマシテ、日本醫療團ヲ設立スル積リデゴザイマス、ソコデ此ノ醫療團ガ是カラ經營ヲスルコトニナル譯アリマスガ、何分ニモ其ノ時ヨリ新シク或ハ療養所ヲ設置シ、或ハ公立病院等ヲ統合スルト云フコトヲ始メル譯アリマス、從テ茲ニ缺損ノ生ズルノハ結核アリマスガ、此ノ缺損ガドノ位生ズルカト云フコトニ付キマシテハ、十八年度以降ノモノニ付キマシテ、豫メドノ位ト云フ見積リハ全然ナインデゴザイマス、此ソコトヲアリノ儘ニ申上ゲテ御了解ヲ得タイト存ジマス

○小坂梅吉君　處テ世間デ誤解ヲ招イテ居リマシテ、「カード」階級ノ市民ガ今迄結核療養所ニ行ッテモ、只デ市ガヤッテ吳レル、市民病院ニ行ケバ貝治療シテ吳レル、誠ニ有難イト感激シテ居ルノデアリマス、今度何カ團ト云フカ、營團ノヤウナモノガ出来ルト、今迄無料デ診療ヲ受ケタモノガ有料ニナリハシナイカ、斯ウ云フ疑フ世間デ持ツ者モ尠クナインデアリマス、此ノ點ハドウゾ誤解ノナイヤウニ、一ツ政府當局デ宣傳シテ戴キタイト思フノデアリマス、尙續イテ伺ヒタノハ、今御言明ニナリマシタ療養所ヲ團ニ御移シニナルニ付テ、此ノ赤字ノ市債ノ未償還ニ付テハ、政府當局ハドウ考ヘテ居リマスカ

○政府委員(加藤於菟丸君)　既存ノモノヲ統合致シマス場合ニ、既存ノモノノ爲ニ市ガ借入シマシタ市債ノ内ノ未償還額ヲ、統合ノ場合ニドウ處置スルカト云フ御質問トテハ尙今後醫療團ノ運営、計畫其ノ他ニ付キマシテ詳細ナル具體的ノ方針ヲ決定致シマ

シタ上デ、市其ノ他ト交渉ヲ致シマスコト
ガ適當カト考ヘテ居ルノデアリマス
○小坂梅吉君 其ノ點ニ付テハ十分公共團體ニ同情ヲ持ツテ善處シテ戴キタイトノデス、仕事ハ取ッタ、借金ハオ前ノ方デ返セデハ公團體ハ泣キ面ニ蜂デアリマス、ドウゾ其ノ點へ能ク考慮ニ置イテ戴キタイト思ヒマス、私素人デ何カ分リマセヌガ、此ノ團ニ付テノ役員ガ出來ルサウデ、參與トカ或ハ理事トカ云フモノガ出來ルサウデアリマスガ、是ハ厚生大臣ガ任命スル譯デセウナ
○政府委員(武井群嗣君) 先づ前段ノ御希望ノ點ニアリマスガ、公立ノ病院其ノ他ヲ統合スル場合ニ於テ、從來ノ經營者ニ損失ヲ及サナイコトハ當然ノコトデアリマス、ガト申シテ又醫療團ニ之ヲ移管シタ爲ニ、從來病氣ノ療養等ノ爲ニ投ジタ公共團體ガ儲カツタ、出スペカリシ金ガ出サズニ濟ンダト云フヤウナコモ如何カト思ヒマスノデ、其ノ點ハ公平ニ致ス積デ居リマス、其ノ點ヲハツキリ申上ゲテ置キマス、第二ノ御尋ノ役員ニ付キマシテハ、厚生大臣ガ之ヲ任命スル譯デゴザイマス
○小坂梅吉君 ソレカラ尙伺ヒマスガ、地方長官ヲヤルト云フコトガ明文ニアルサウマデスナ
○政府委員(武井群嗣君) ゴザイマス、法案ノ第四十六條デゴザイマス
○小坂梅吉君 地方長官ヲ役員ニスルノデスカ、其ノ外ニ此ノ理事トカ何トカ云フ、ソレニ關係スル役人ガアルノデゴザイマス
カネ

二人以上ヲ置キマスノデゴザイマス、其ノ
外ニ只今御尋ノゴザイマシタ四十六條デ日
本醫療團ニ參與理事ヲ置キ、地方長官ノ職
ニ在ル者ヲ以テ之ニ充テル規定ニナッテ居リ
マス

○小坂梅吉君 大都市アタリデハ 地方長官
ナドハ餘り厚生事業ニ深ク關係シテ居ナイ、
ダケヤツテ居ル、一向市民ノ厚生事業 衛生
事業ニ付テハ、經驗モナケレバ堪能デモナ
イト私ハ思フ、殊ニ近來地方長官ノ頻繁ニ
更迭スル關係上、其ノ地方ノ事情ニハ全ク
慣レナイ、漸ク慣レタト思フト直グ近頃ハ
首ニナツタリ、迭タリ、一向府民トシテモ
心許ナイ、サウ云フ人ヲヤルナラバ長年六
大都市アタリデ市長トシ、助役トシテ此ノ
仕事ニ興味ヲ持ツテ研究シ、經驗ヲ積シテ者
ヲナゼ此ノ中ニ入レナイカ、チヨット御尋ネ
致シタイノデス

ウニ考へテ居リマス、從ヒマシテ全國的ニ
地方組織、地方機關ヲ必要ト致スノデアリ
マスルガ、扱其ノ場合ニ何人ヲ以テ其ノ機
關ノ代表者タラシムルノガ適當カト云フ問
題ガ起ツテ參ルノデアリマスルガ、此ノ點ニ
新設致シマスル場合ニ、御承知ノ通リナカ
ナカ敷地ノ問題等ニ付キマシテモ困難ヲ感
致シテ居リマシテ、就中此ノ結核ノ施設ヲ
地方長官ガ之ニ參與致シテ居リマスルコト
ハ、斯様ナコトヲ圓滿ニ解決シテ參リマス
上ニモ必要ノヤウニ考へテ居リマス、尙一
般ノ醫師ト醫療團トノ關係等ヲ圓滿ニ遂行
致シテ參リマス爲ニモ、地方長官ノ職ニア
リマスモノヲ以テ地方組織ノ主體ト致シマ
スコトガ最モ適當デアラウ、左様ニ考へマ
シテ、必要且適當ナル結論ト致シマシテハ
地方長官ノ職ニ在ル者ヲ以テ參與理事ニ充
テルト云フノガ本案ノ内容ト相成ツタノデ
アリマス、ソコデ御尋ノゴザイマシタ六大
都市或ハ東京市等ニ於キマシテ、多年市長
等ノ職ニ在ル者等ヲ矢張リ此ノ醫療團ノ組
織ノ中ニ入レルノガ宜イヂヤナイカト云フ
御意見ハ御尤ノヤウニ拜承致シマシタ、醫
療團ノ役員ト致シマシテハ先程申サレマシ
タヤウニ、總裁、副總裁、理事五人以上、
監事二人以上、其ノ役員ノ人選等ハマダ只
職ニアリマスル者、六大都市ノ如キ關係ノ
深イ土地ニ於テ特ニ現ニ市長ノ職ニアリマ
スル者ハ、知事ヨリモ却テ病院ニ關係ヲシ
テ居ルト云フヤウナ御話モアリマシタガ、
當然醫療團運營ノ場合ニ於キマシテハ、六

○小坂梅吉君 大體私ノ質問ハ終リマスガ
最後ニ希望旁、御願ヒ致シテ置クノデアリマス
ス、將來此ノ事業ニ關係シテ勅令又ハ命令
等ガ發布ニナリマス前ニ御研究ノ際ニハ、
長キ經驗ノアル大都市ノ厚生事業ニ關係シ
タ者ノ意見ヲ徵シテ貰フ、或ハ衆智ヲ集メ
ルト云フ意味ニ於テ一ツ協力ヲ求メテ貰ヒ
タイト思ヒマス、尙又從來此ノ療養所カ何
カニ長年恪勤精勵セラレタ醫院職員、又雇
傭員等ニ付キマシテモ、移管セラレテ莫從
來ノ地位待遇等ヲ尊重シテ戴キダイ、斯ウ
云フコトヲ私ハ希望トシテ申上げマス、是
デ私ハ質問ヲ打切りマス

○男爵高木喜寛君 私ハ此ノ法案ハ非常ニ
結構ナ法案デ贊成スルモノデアリマスガ、
六ツバカリ御質問致シタイト思フノデアリ
マス、先づ第一ニ本朝申上ゲマシタガ、結
核ヲ撲滅スルコトハ我が國ノ最大急務デア
リマスノデ、是ガ進々バ亡國病ト云フヤウ
ナモノニナル譯デアリマスガ、結核ハ結核
菌ガ直接働くノ外ニ其ノ環境ガ大イニ影響
スルモノデアリマス、従ツテ此ノ病氣ヲ助長
スルモノニハ不良住宅或ハ榮養不良、休養
不足等ノモノガアリマスガ、厚生省ハ是等
ニ對シテドウ云フ方法ヲ考ヘテ居ラレマス
カ、先づソレヲ伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(武井群嗣君) 結核ノ豫防撲滅
ノ基礎條件ニナリマス環境ノ改善ト云フコ
トニ付キマシテノ御說ヲ承リマシタ、誠ニ
御說ノ通りデアリマシテ、一方ニ於キマシ
テハ國民一般ニ衛生思想ヲ普及向上セシメ

マシテ、結核ハ不治ノ病デナイ、早ク發見シ之ヲ治セバ必ズ治ルモノダト云フ信念ヲ植付ケナケレバナラヌノアリマスガ、ソレニ致シマシテモ今御擧ゲニナリマシタ不良好住宅、榮養、休養ノ問題等ニ付キマシテハ先ツカ力ヲ盡サナケレバナラスト存ジマス、國民體力法ニ於キマシテモ斯様ナ顧慮ノ下ニ今回新シク規定ヲ設ケマシテ、體力検査ノ結果必要ガアリマス場合ニ於キマシテハ、地方長官ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ公共團體其ノ他ノ法人又ハ團體ニ對シテ體力向上ニ關シテノ處置又ハ施設ヲ爲スコトヲ指示スルコトガ出來ルト云フ新シイ條文、即チ十二條ノ二ヲ設ケタノモ其ノ一つノ趣旨デアリマシテ、此ノ規定ニ依リマシテ是ヨリ後公共團體或ハ礪山、工場、會社ト云フヤウナモノニ對シマシテモ、今ノ御話ノ環境、衛生改善ト云フヤウナコトニ付キマシテ指示ヲ爲シ得ルヤウニ致シタ譯デゴザイマス、其ノ場合ノ環境、衛生ノ改善ニ付キマシテハ、此ノ住宅ノ改善ト云フヤウナコトモ指示出來ル譯デアリマスシ、榮養、休養等ニ付キマシテモ指示スル積リデゴザイマス、勿論今日迄モ全然ヤラナカッタ譯デハナイ、工場法ナドニ於テモ之ヲ爲シ得ル規定ガアリマシテ、不十分デハアリマシタケレドモ、榮養、休養等ニ付テヤツテ居ツタノデアリマス、是等ノ點ガ率直ニ申上ゲマスト不十分デゴザイマスノデ、今回體力法ニモ其ノコトヲ入レマシテ、今御示ノアリマシタヤウナ點ニ努メテ力ヲ注ギタク者ハテ居ルノデアリマス

字ガ出ルト云フヤウナ御話アリマシタ、是非出來ル多分サウダラウト思ヒマスガ、
ダケ豫算ヲ御取リニナリマシテ、此ノ目的ヲ貫徹スルヤウニ努力セラレムコトヲ御願
ヒ致シマス、尙次ニ先程ノ御説明ニ依リマ
シテ、此ノ法案ノ目的ハ結核撲滅、無医村
ノ解消竝ニ一般衛生、一般ノ醫療ヲ向上ス
ルト云フコトデゴザイマシタガ、私ハ此ノ
結核病ガ解決スレバ國民ノ保健問題ハ半バ
解決スルモノト思フノデアリマスガ、先程ハ此
來得ルナラバ今回出來マスル醫療團ニ專ラ
結核ニ付テノ治療ヲ行フト云フコトニシタ
ラドウカト思フノデアリマスガ、先程ハ此
ノ三ツノ目的ニ向シテ部分的ニ御効キニナ
ルヤウナ御話デアリマスガ、成ルベク結核
ニ力ヲ御注ギニナルヤウニシタラドウカト
思フノデアリマスガ、如何デスカ

タヤウニ普通ノ一般ノ病院、結核以外ノ病院ニ付キマシテハ國民何人ト雖モ之ヲ診療スル建前デゴザイマス、從ツテ之ニ對シマシテハ適正ナ料金ヲ申受ケル計畫ニナツテ居リマス、ソレカラ結核ニ付キマシテハ是ハ今日モ公立病院等ニ付キマシテハ相當數ヲ無料デ致シテ居ル譯デアリマスカラ、大體今日ヤツテ居リマスルヤウニ、其ノ生活ノ實情ニ應ジマシテ輕費診療或ハ無料等ノ途ヲ開キタイト考ヘテ居リマス

○男爵高木喜寛君 モウ一つ伺ヒタイノハ、今我ガ國ニ於キマシテハ人的資源ニ困ツテ居ルノデアリマスガ、此ノ人的資源ヲ確保スルコト及ビ國民ノ體力ヲ向上スル根本ハ、私ハ豫防醫學ニアルト思フノデアリマス、先程大臣ノ御話ニモ新シイ治療法ヲ普及シタイト云フヤウナコトヲ仰シヤイマシタガ、私ハ治療ハ末ノ末デアッテ、實際ハ豫防醫學ガ最モ必要デアルト思フノデアリマス、ソレ故ニ政府ニ於キマシテハ此ノ豫防ヲ第一トシテ、此ノ豫防醫學ヲ發達スル防ヲ第一トシテ、此ノ豫防醫學ヲ發達スルヤウニシタラ如何カト思ヒマズガ、ドウデスカ

等モ致スコトニ規定致シタ譯デゴザイマス
ル醫師、歯科醫師等ノ補備教育、補習教育
ニ對シテ、御話ノヤウナ豫防醫學ノ方面ノ
補習教育等モ考ヘテ居リマスガ、根本ハ是
ガ、是等ノ點ヲ試ミマシテ、從來トモスレ
バ治療醫學等ヲ主トシテ居リマシタ醫師等
カラ後出ル所ノ醫師ノ教育ニ於キマシテ、
此ノ點ヲ特ニ注意ラシナケレバナラスコト
デアル譯デアリマスルノデ、是ハ文部省ノ所
管デゴザイマスガ、政府ニ於キマシテハ關
係閣僚ノ間ニ於テ、特ニ醫育ノ刷新ト云フ
コトニ付キマシテ色々ト研究ヲ致シ、話ヲ
進メテ居ルヤウニ承ッテ居リマス根本的ノ
醫學教育ニ於キマシテ此ノ豫防醫學ノ方面ヲ
モット～教ヘルヤウニシテ貴フコトガ最
モ大切ナコトデアルト思ヒマス、別途文部
省ニ於キマシテハ醫學ノ刷新ノ協議會等モ
開イテ、是等ノコトモ研究シテ居リマス
ガ、段々ト御話ノヤウナ方向ニ進ンデ參ル
コトト存ジマス

見マスト慈惠大學ハ法令ニ依リマシテ三箇年ノ制度ノ豫科ヲ持ツテ居ルノデアリマス、ソレ故ニ私ノ大學ノ卒業者ハ醫學士ニナリマス、サウシテ我ガ大學ニ入リマシタ者ハ勿論醫者ニ限ラレテ居ルノデアリマス、ソレ故ニ七箇年間掛ツテ私等ノ大學ヲ卒業スル者デアリマスガ、世間デハ七箇年モ掛ツテドウモ餘リ満足シタ醫者ガ出來ナイト云フヤウナコトヲヨク言フノデアリマス、實際ノ醫術カラ申シマスト専門學校ヲ出タ者ト大學ヲ出タ者トサウ大シタ違ヒハナイノデアリマスガ、是ハ全ク今日迄ノ制度ノ所謂高等學校令ガ大イニ此ノ妨害トナッテ居ルト思フノデアリマス、詰リ三箇年間ハ豫科ニ於キマシテハ醫學ニ關スル教育ハ殆ドシテ居ナイノデアリマス、従ツテ大學ニ入りマシテ初メテ醫學ノ課程ニ入ル、醫學ニ對スル實際教育ハ四年目ニ初メテ教ヘルノデアリマス、サウ云フ譯デアリマスカラ豫科デ習フ科目ハ殆ド其ノ儘大學ニハ役ニハ立タナイノデアリマス、是ガ此ノ高等學校令ニ依ル學制ノ大缺點デハナイカト思フノデアリマス、專門學校ニ於キマシテハ四年ト五年トアリマスガ、ドチラニシロ初メヨリ医学ノ課程ヲ教ヘルノデアリマス、詰リ短時日ニ教育ヲ完成スルノガ主眼デアリマスルカラ、當初カラ醫學一點張リデアリマス、又ソレニ入ル者モサウ云フ氣持デ入リマスルカラシテ、卒業スル時分ニハ殆ド大學ヲ出タ者ト似タヤウナ技術ヲ持ツタ者ガ出ル、然ルニ醫大ニ於キマシテハ三年間餘計勉強シテ居ルニ拘ラズ、ソレハ學力ニ於テハ確

校令ヲ變ヘルカ、又ハソレヲ主眼トセズニ各大學ノ希望ニ依リマシテ此ノ大學ノ特色ヲ發揮セシムルヤウニ強化サレル方針ヲ御採リニナツタナラバドウカト思フノシテハ私モ案ハ多少持ツテ居リマスガ、餘り長クナリマスカラ申上ゲマセヌガ、若シ高等學校令ヲ變ヘルコトガ出來ナケレバ、此ノ七年間ニ或方法ニ依ツテハ相當ナ立派ナ醫者ヲ造ルコトハ出來ルト私ハ思ツテ居ルノデアリマス、又皆サンモ御存ジノ通り外國ニ於キマシテハ大學ハ五箇年デアリマス、醫者ニナルニハ中學校ヲ出テカラ五年デ醫者ニナルコトガ出來ルノデアリマス、處ガ日本ニ於キマシテハ是ガ七年デアリマス、ソレデ此ノ五年間デ出來ナイコトハナイト私ハ思ツテ居リマス、從ツテ今度ノ法案ナドニ付キマシテモ色々ナ御質問ガ出ルト思ヒマスケレドモ、總テノ御質問ハ此ノスマス、文部省ニ於キマシテハ此ノ教育ニ於テ何カ御考ヲ持ツテ居ラレマスカ、チヨット御伺ヒシタイト思フノデアリマス

校在學時代ニ其ノ方面ヲ多クシテ、十分ニ學
ヲ身ニ著ケルト云フ風ニアリタイト云フヤ
ウナコト、尙醫ハ仁術ナリト云フヤウナ意
味合ニ於テ、詰リ將來醫者タルベキ者ノ精
神教育ト云フコトニ付テハ、是八十分ニ一
ツ考ヘテ行カナケレバナラナイモノデア
ル、醫者タルベキ者ノ斯ウシタ人格教育ト
申シマスカ、精神教育ト云ヒマスカ、サウ
云フ方面ニ付テハ十分考フベキデアルト云
フヤウナコトガ能ク言ハレテ居ルト思ヒマ
ス、從ヒマシテ今回ノ醫學教育刷新委員會
ニ於キマシテモ、サウ云ッタヤウナ問題が
論議サレルコトデアラウト思ッテ居リマス、
尙教授ノ内容ニ付キマシテモ十分ニ検討ヲ
致シマスレバ、隨分廢合整理致スペキ所ノ
科目モ生ジテ來ルカト思フノデアリマス、
ソレ等ノ點ニ付キマシテ一ツ十分ニ審議ヲ
盡シマシテ、御話ノ諸點等ヲモ十分參考ニ致
シマシテ、文部省トシテノ結論ヲ得タイト
思ツテ居リマス

カ、就テハ此ノ法案ノ最初ノ大臣ノ御説明ニ中ニ、尙被管理者以外ノ者ニ對シテモ特ニ國民體力ノ向上ヲ圖ル爲ニ必要アリト認メラリマス場合ニハ、被管理者ニ準ジテ體力検査ヲ行フコトスルト云フヤウナコトガ書イテアリマス、師範教育改善ノ途上デモアリマスルシ、此處デ此ノ被管理者以外ト云フ者ノ中ニ小學校教員全部ヲ御入レニナリマシテ、サウシテ早急ニ一ツ検診ヲナスツテ、サウシテ對策ヲ御立テニナッタラ如何カト存ジマスガ、一ツ厚生省ノ方ト御相談ノ上、或ハモウ既ニサウ云フ御計畫ガアレバ御聽カセヲ願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(永井浩君) 私其ノ方ノ係ヲ致シテ居リマセヌ爲ニ、御満足ノ行クヤウナ御答辯ガ出來ナイカト思ヒマスガ、御話ノ事實ノコトデアルト思ヒマス、從ヒマシテ文部省ト致シマシテハ、是等ノ教員ニ對シマシテ、常ニ心身ノ鍛鍊、保健衛生ノ實踐ト云フコトニ意ヲ拂ハシメテ參ッテ居ルノデアリマスガ、更ニ此ノ精密ナル身體検査ヲ行シテ、其ノ健康狀態ヲ明カニ致シマルト共ニ、疾病異常ノ早期發見ニ努メマシテ、若シ疾病ニ罹リマシタ際ニハ教員保養所、教員共濟組合、國民學校教職員疾病療治料給與規程ト云フヤウナ制度ニ依リマステ、療養ノ途ヲ開クト云フヤウナ風ニ從來トモ教員ノ保健ニ關シマシテハ、各種ノ對策ヲ講ジテ居ル次第アリマス、只今御話ノ點等ニ付キマシシテモ、十分勘案致シマステ、此ノ問題ニ付テ善處致シタイト思ヒマス

○男爵山根健男君 段々ト只今御説明ガゴザイマシタ、從來ノ色々ノ御施設ニ對シマ

シテハ、私モ少シク承知致シテ居ツタノデアリマスガ、併シナガラ私ノ乏シキ知識力ヲ考ヘマシテモ、相當サウ云フヤウナ發見サレナイ、或ハ自覺シナイ、又自覺シテモ之ヲ生活問題其ノ他ニ於テ隱蔽シテ置クト云フヤウナ事實カラ、既ニ手遲レニナツテ大事ニ至ルト云フヤウナ例ヲ二、三或ハソレ以上知ツテ居ルノデアリマス、其ノ間ニ常ニ小學兒童ニハ多分ノ傳染ヲシテ居ルノデヤナイカト考ヘルノデアリマスガ、一ツノ麦ガ落ツコチテ澤山ノ物ガ出來ルト云フ、丁度サウ云フ逆ノヤウナ結果ヲ澤山招來シテ居ルヤウニ思フノデス、此處デ一ツ思ヒ切ツテ集團檢診ナリ、或ハ此ノ國民體力法案ノ中ニ入レルト云フヤウナ御考ヲ御話合ニナリマスト云フコトハ出來マセヌカ

○政府委員(永井浩君) 御話ノ點御尤ト存ジマス、十分一つ考慮致シマシテ、善處致シタイト思ヒマス

○男爵山根健男君 十分一つ考慮ト云フコトハ、近イ將來ニ御實行ニナルコトヲ期待シテ、私ノ質問ヲ終リタイト思ヒマス

○松井茂君 先刻高木委員カラ文部省ヘノ御質問ガゴザイマシタガ、私モ此ノ問題ハ大變責任ヲ持ツテ居リマスノデ、一つ申上ゲテ置キタイト存ジマス、實ハ醫藥制度調査會ニ於キマシテ、昭和十五年ノ丁度冬デアリマシタガ、此ノ醫療ノ人物構成要素ニ關スル事項ト云フ問題ニ付キマシテ、醫藥制度調査會ノ總會カラ私ノ關係シテ居リマス第一委員會ノ方ニ、實ハ調査ノ委託ガアツタ。ノデアリマス、其ノ結果醫師ノ免許前ノ基礎的診療ニ關スル修練ノ充實、是ガ重大ナル問題ニナツタノデアリマス、處ガ此ノ問題ハ餘程能ク研究シマセヌト文部省ニモ大變

關係ガアル、ソレカラ時節柄厚生大臣ハ
師ノ免許權ヲ持テ居ル、ソレカラ文部大臣ハ
一面ニ於テ學校ノ卒業生免狀ヲ與ヘテ居ル、
ソコデ文部大臣ト厚生大臣ノヤラレルコト
ガ出來ルダケ一致シテ、言葉ヲ換ヘテ言ヘ
バ、開業免狀ト云フモノト學校ノ卒業生ト
云フコトガ、結果トシテハ一元的ニナルヤウ
ニシタイト云フノガ、教育審議會ノ輿論デ
アツタノデアリマス、而シテ教育審議會ハ
御承知ノ通リニ大學ノ教授ヲ初メ、最モ高
等ノ教育ヲ御受ケニナッタ方竝ニ醫業ノ實
際ニ通曉シテ居ラル、方ノ集リデアリマス、
ソレ等ノ權威者ガ滿場一致デ、是非トモ文
部省ニ其ノ意味デ交渉シテ貴ヒタイト云フ
熱烈ナル希望ガアツタノデゴザイマス、處ガ
一面ニ於キマシテ、私モ席末ヲ汚シテ居リ
マスルガ、文部省ニハ教育審議會ト云フモ
ノガアツタノデアリマス、ソコデ教育審議會
ノ是ハ矢張リ問題ニモナリマシテ、サウシ
テ厚生省ト文部省ガ成ルベク意思ヲ疎通サ
シテ、サウシテ一ツウマク效果ヲ得タイト
云フヤウニウマク我々モ折衝ノ勞ヲ執タ
積リデアリマス、今ヤ時局ガ時局デアリマ
シテ、大學ノ卒業生ナドモ期限ヲ短縮スルヤ
ウナ時代デアリマス、又其ノ經驗家ノ方々
ガ皆ソレハ大丈夫一元的ニヤッテ差支ナイ
ト、斯ウ言ッテ居ラル、ヤウナ内情デアッタ
ノデアリマス、要スルニ學校ノ修學期間内
ニ於テヤリ繰リヲナサレバ、此ノ寶地診療者
ノ必要ナ時間ハキット出ルニ相違ナイ、斯ウ云
フ譯デアツタノデアリマス、然ルニ其ノ後文部
省カラ厚生省ノ方ニハ御回答モナシ、又厚
生省ハ爾來此ノ問題ニ付テドウ云フ御態度
ヲ御執リニナツタノカ、現ニ厚生省ノ御當局
ハ此ノ問題ニ付テ如何ナル御考デアラウ

力、私共モ責任ヲ持テ居リマスノデ、念ノ
爲御伺ヒ致シテ置キタイト思ヒマス
○政府委員(永井浩君) 學校ノ卒業免狀ト
ニ付テノ意見ヲ御尋ノヤウデアリマス、文
部省ト致シマシテハ御話ノ如クニ、從來ト
同様ニ今後モ一元的ニ運用サル、コトヲ望
シデ居ル次第デアリマス、尙ソレニ付キマ
シテハ、先程モ御答辯申上ゲタ中ニ申上ゲ
タ積リデアリマスガ、從來ノ醫學教育ト云
モノニ付テハ相當ノ刷新ヲ加ヘマシテ、
特ニ臨床方面等ニテ力ヲ入レマシテ、學
校ヲ卒業ト同時ニ醫師ノ免狀ヲ貰ヒマシテ
モ、サシタル素質ノ劣悪ヲ來サナイト云フ
コトニ付キマシテハ、從來ヨリモ今後ニ於
キマシテハ一層力ヲ盡シテ行カナケレバナ
ラナイト思ツテ居リマス、サウシタ醫學教育
ノ刷新ヲ伴ヒマスナラバ、一元的ニ取扱フ
ト云フコトニ付キマシテモ、是ハ實質的ニ
何等ノ不安モナイコト存ジテ居リマス
○政府委員(武井群嗣君) 只今御尋ノ點ニ
付キマシテハ文部省カラ御答ノ通リデアリ
マス、今回ノ醫療法ニ基イテ勅令ヲ起草ス
ル場合ニ於キマシテハ、今文部省ノ政府委
員カラ御答ノアリマシタヤウニ、一年以上
診療ノ實習等ヲ經タ者ニ對シテ免許狀ヲヤ
ラウト云フコトニ規定スル積リデ文部省ト
話合ヒ、大體意見ハ一致シテ居リマス
○松谷茂君 ドウカ成ルベク速カニナサル
ヤウツ御盡力ヲ願ヒタイト思ヒマス
○野田六左衛門君 結核ノ豫防ニ付テ御尋
ネ致シタイト思ヒマスガ、現在市場ニ二、
三ノ豫防注射ガゴザイマスヤウデゴザイマ
スガ、私素人デ全然存ジマセヌガ、専門家
ノ意見ニ依リマスト、利ク利カヌト色々ゴ

○政府委員(高野六郎君) 只今ノ御話ノ
點、失禮デゴザイマスガ、チョット聽取リニ
クイ點ガゴザイマシタノデ……

○野田六左衛門君 現在豫防注射ガ一、三
ゴザイマスガ私素人分リマセヌガ、實際
效果ガゴザイマスモノデゴザイマスカ
ク考ヘテ居リマシテ、現ニ結核豫防會、是

八厚生省カラ研究ノ補助等モ出シテ居リマシテ、此ノ結核豫防會ノ研究部門ニ於キマシテモ、研究ニ着手シテ居リマス次第アリマス、ソレカラ尙今ノ豫防注射劑トハ異リマシテ、日本ノ學者ガ本來研究ヲ續ケテ居リマスル者ガ、大阪ノ是ハ有馬研究所ノ「ア一・オ一」ト申スモノナドガ相當研究サレバ滋賀縣等ニ於キマシテハ、可ナリ多數ノ實驗ヲ重ねテ居リマスガ、是モ恐ラク來ルノ局カラ遠カラズ明瞭ナル報告ガ出テ豫防注射ト云フモノハ、殊ニ結核ノ如ク經過ノ漫性ナル疾病ニ對スル豫防注射ノ效果ヲ判斷致シマスルコトハ、事實困難デアリマスルノデ、慎重ヲ期シテ之ヲ實地ニ應用致シタイト考ヘテ居リマス

○委員長(公爵島津忠承君) 本日ハ此ノ程度ニ止メマシテ、明日午前十時ヨリ開キタイト存ジマス、本日ハ是デ散會致シマス

午後三時三十四分散會

出席者左ノ如シ

委員長	公爵島津 忠承君
副委員長	侯爵筑波 通顯君
委員	子爵寶吉 純郎君
	子爵高木 正得君
	下村 安井 英二君
男爵高木	河原田稼吉君
男爵井上	清純君
喜寛君	茂君

國務大臣

男爵山根 健男君

中川 望君

小坂 梅吉君

田部長右衛門君

野田六左衛門君

厚生大臣 小泉 親彥君

政府委員

文部省專門學務局長 永井 浩君

厚生次官 武井 群嗣君

厚生省人口局長 中村敬之進君

厚生省衛生局長 加藤於菟丸君

厚生省豫防局長 高野 六郎君

厚生省生活局長 川村 秀文君

厚生省勞働局長 持永 義夫君

厚生書記官 吉富 滋君

同 高橋 敏雄君

保險院長官 樋貝 詮三君

保險院總務局長 歌田 千勝君

木村 清司君

保險院社會保險局長

昭和十七年二月六日印刷

昭和十七年二月七日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局